

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第77卷

第25集第7号～第25集第12号(昭和17年7月～12月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出し」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第77卷目次】

第25集第7号 昭和17(1942)年7月10日発行

第25集第8号 昭和17(1942)年8月10日発行

第25集第9号 昭和17(1942)年9月1日発行

第25集第10号 昭和17(1942)年10月20日発行

第25集第11号 昭和17(1942)年11月10日発行

第25集第12号 昭和17(1942)年12月10日発行

建築と社會

10

日本建築協會

第25輯 第10號

昭和17年10月20日

三星印



設計

施工

三星印岩綿製品

防音・保温・耐火裝置

三星岩綿ブロック構成の防音裝置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

大阪田島應用化工株式會社

電話土佐堀(44) 1323.5682.6221.7294

東京市神田區錦町二丁目四ノ一

三星産業株式會社

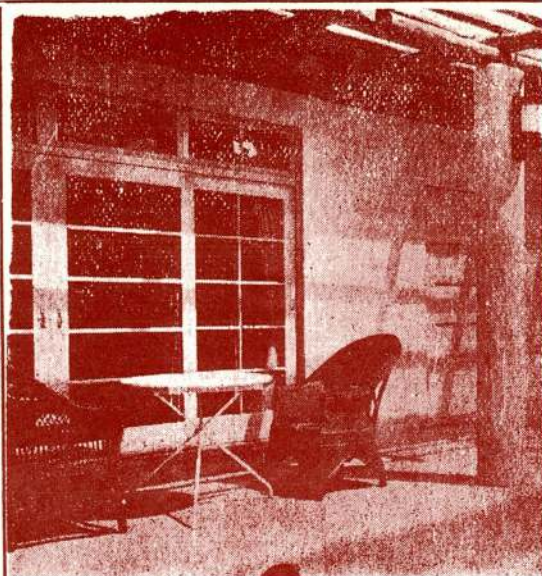
電話 神田(25) 四三九七番

和田組

和田治郎市

本店 大阪市東淀川區新高北通二丁目三七
電話北 〇七六八二番

營業所 大阪市北區玉江町二丁目四ノ一
電話土佐堀 〇三二七八番



寧樂屋家具裝飾店

大阪市西區南堀江通1丁目43番地

(本館 電話 〇)

電話 〇 2663・7932



日英米特許及實用新案登録百數十件所有

大野式防火捲上ヶ戸

[特許大野式シャッター]

主要製品

大野式シャッター
大野式ルーブルシャッター
大野式融金付自動開鎖戸
大野式工場用軸承
大野式轉子入軸筐・戸車
各種防火扉・鋼製建具類
應用特殊機械類設計製作

株式會社 大野製作所

本社 { 東京市芝区三田四國町二番地
三田工場 { 電話三田(45) 3737・3738・3787
板橋工場 東京市板橋区志村町一五九二番地 電話赤羽 2768・3272
大阪詰所 大阪市此花区上福島中二丁目六十番地 電話福島(45) 588

井上組

井上福藏

大阪市東區和泉町一ノ三一
電話東 〇 一四九四・一四九五

建 築 と 社 會

第25輯 第 10 號 昭和17年10月發行

+

月

號

目 次

防火改修特輯號發行に就て.....	井 上 新 二 (1)
防火改修の困難性.....	堀 井 啓 治 (2)
火 災 の 常 識.....	川 勝 健 二 (4)
防火改修規則の解説.....	中 村 吉 太 郎 (9)
木造建物の防火構造.....	岡 田 達 彌 (11)
大阪市の防火改修事業に就て.....	桐 本 楠 雅 (18)
防火改修工事の大要に就て.....	中 村 收 次 郎 (20)
大阪市防火改修設計者提要とその解説.....	小 泉 嘉 四 郎 (22)
防火改修基準圖.....	大 阪 市 (31)
神戸市の防火改修に就て.....	告 野 新 治 (42)
防空法令及防空建築規則抜萃.....	(44)
木材配給機構に就て.....	材 料 委 員 會 (50)

☆寫 眞 欄☆

防火改修グラフ.....

會 報..... (53)

會 告

創立廿五年記念第四回見學通知

記念事業見學最後の計畫として残されました南九州旅行は下記の通り肇國の靈域を訪ね八紘一字の精神を慰揚し併せて地方在住會員各位との交歓並に建築物史蹟など見學いたします。次第御熟覽の上御申込みあらん事を。

昭和17年10月15日

社團法人 日 本 建 築 協 會

南九州見學次第

第一日

十一月八日(日) 18時大阪驛集合 京都仕立大阪驛發18時45分乗車 同夜車中

第二日

十一月九日(月) 8時50分門司驛發 10時20分博多驛着

官幣大社香椎宮、箱崎八幡宮、中食太宰府天滿宮、參拜見學(此間地方會員と交歓會開催豫定)

15時30分二日市驛發 18時39分熊本驛同地一泊

第三日

十一月十日(火) 早朝より熊本城水前寺加藤神社二本木等時間の許す限り市内見學をなし 9時12分熊本驛發肥薩線にて準人經由 16時12分霧島神宮驛着 バスにて霧島温泉郷着一泊

第四日

十一月十一日(水) 10時14分霧島神宮驛發 11時30分鹿兒島驛着

南洲翁終焉地、南洲翁墓、照國神社、磯島津別邸、等市内見學後 14時48分鹿兒島發 18時33分宮崎着一泊

第五日

十一月十二日(木) 早朝出立借切バスにて宮崎神宮、八紘臺、青島、鶴戸神宮參拜見學 13時25分宮崎發 18時20分別府着一泊

第六日

十一月十三日(金) 朝食後解散(時間のある方は別府地獄廻り、宇佐八幡參詣、耶馬溪見學等出來ます)

以 上

1 會 費 全壹百貳拾五圓也 大阪發別府解散迄の二等賃金及食事宿泊料共
振替大阪三九九七五番其他の方法にて絶対前納の事

1 申込及紙切 十月二十五日迄になるべく早目にハガキにて會費拂込方法記入の上申込の事
但豫定人員を超過したる場合は後日協議の上通知いたします

1 申込後不參の場合にても會費の半額御負擔願ひます

1 途中又は地元よりの參加者會費は別にお知らせいたします

○見學先地方御在住會員諸賢は當日出來得る限り御案内旁々御參加の上交歓あらん事を熱望いたします

○見學先概記は參加者のみに後日送附いたします

○本通知發送後汽車時間表改正ある場合は改めて參加者へ通知いたします

○別府解散後大阪歸り通し切符御希望の向は便宜購入斡旋いたしますから其旨申込書に御明記下さい

此場合の別府大阪間は汽車なれば 二等賃金約二十二圓汽船二等賃金約十六圓の追加で 大阪發大阪歸着迄の通し切符購入出來ます(通用期間約一ヶ月)

◎別府解散後、阿蘇、雲仙、長崎廻りにて歸阪御希望の向あらば お知らせにより 行程其他につき適當斡旋いたします

創立廿五年記念

防火改修技術講習會

主催 社団法人日本建築協會
後援 大阪府・大阪市

拜啓今回創立廿五年記念事業として當協會主催、大阪府・大阪市後援の下に下記に依り防火改修技術者講習會開催仕候間奮つて御來聽被下度御案内申上候

敬具

昭和17年10月

社団法人日本建築協會

日時 昭和17年11月12、13、14日（3日間）
18時より21時半迄
但し14日に限り13時より18時頃迄

會場 久寶國民學校講堂 大阪市東區北久寶寺町三（三休橋筋）
11月12日（木）18時開講

開講の辭

大阪府建築課長 堀井 技師

「火災の話」（約1時間）

講師 大阪府建築課 川勝 技師

「關係法規」（其一）（約1時間）

講師 大阪府建築課 岡田 技師

11月13日（金）18時開講

「關係法規」（其二）（約1時間）

講師 大阪府建築課 中村（吉）技師

「防火改修工事概要」（約1時間）

講師 大阪市防火改修課 中村（收）技師

文化映畫「防火科學」外約1時間

11月14日（土）13時より18時頃迄

現場見學 13時より約2時間

「防火改修設計の方法に就いて」（約1時間半）

講師 大阪市防火改修課 小泉 技師

「工事監督に就いての注意」（約1時間）

講師 大阪市防火改修課 栗本 技師

終講の辭

大阪市防火改修課長 桐本 技師

○教材として「建築と社會」10月特輯「防火改修必携」を贈呈いたします。

○聽講希望者は11月5日迄申込書記入の上當協會宛御申込みの事（定員 500名）

○會費不要

○會場は草履、靴カバー等の用意ありませんから各自御用意願ひます。

會 告

「建築と防空展覽會」家庭防空施設懸賞圖案入賞佳作發表

豫て本誌8月號誌上に發表募集中であつた上記懸賞圖案は審査の結果下記の通り入賞佳作者を決定した。

入 賞	2等(1名)賞狀賞牌並賞金100圓也
今 西 茂 雄	大阪市住吉區山坂町5の18
佳 作	(3名)賞狀賞牌並賞金30圓宛
井 澤 善 哉	大阪市住吉區平野大通46
浦 井 作	堺市賑町3の39
中 村 昌 秋	新京市敷島區入舟町2の7の4

審 査 概 評

先づ本會の需めに應じて珠玉の作品を寄せられたる 應募者各位に對し深く 敬意を表する次第である。

今般は應募期間の短かゝりし爲か 或は餘りに要求事項が多岐に亘りたる爲か、應募者比較的少なく審査の結果革新的創意に富める理想案が得られなかつたのは洵に遺憾である。隨て審査上相當の苦心を拂ひたる結果特に應募者の努力に對して上記の如く入賞を決定且佳作に對しても規定になき賞金を贈りその勞に酬ゆることとした。以下審査の概評を記す。

1. 消火活動と水利については可成考慮されてあるが、手近な所にいつも整然と用具が配備してあることを望む、今日では防空は生活の一部である。

2. 住宅内部の遊休場所とも言へる床の間、天井裏、戸袋、屋根裏等の部分が防空的に工夫改善して利用されることは良い傾向である更にこの方面の創意と工夫を望む次第である。

3. 待避所については各案とも相當に工夫されてあるが待避は消火の始めである、ほんの暫くの待機所であるからその位置を簡単に出入の出来る場所に選定することゝ手近に得られ易い資材を利用すること並に家族數に適應した恰好のものを計畫することが大切である。

4. 庭園は道路と共に防空活動に重大な影響があるから防火樹、池水、非常口等をも考慮に入れた國民庭園とも稱すべき標準案の出現を望む。

5. 焼夷彈が屋根裏、天井裏などに留つた場合を考へて構造細部に工夫改善された案が相當あつたが耐火材料の選擇と正しき使用法について更に一層の考究を切望するものである。

昭和17年10月

社團法人 日本建築協會

建築と防空展覽會委員會

防 火 改 修 ゲ ラ フ

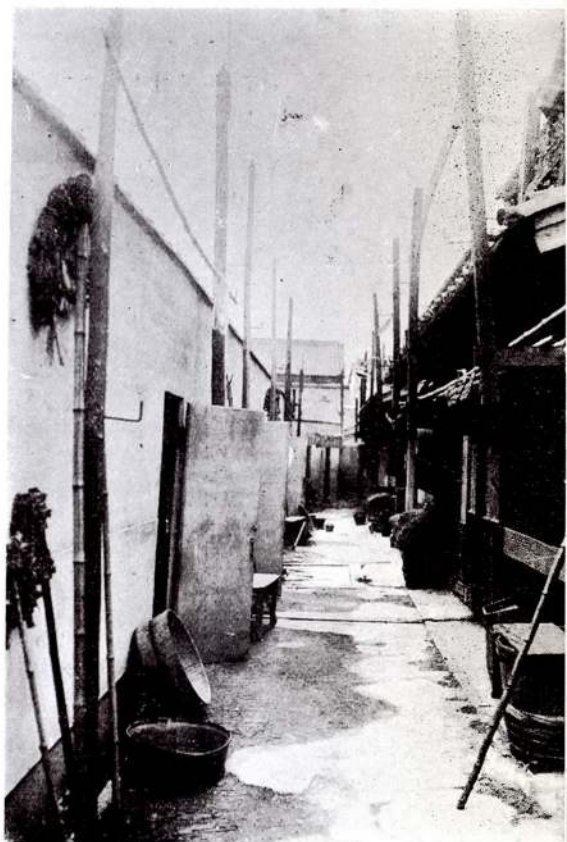
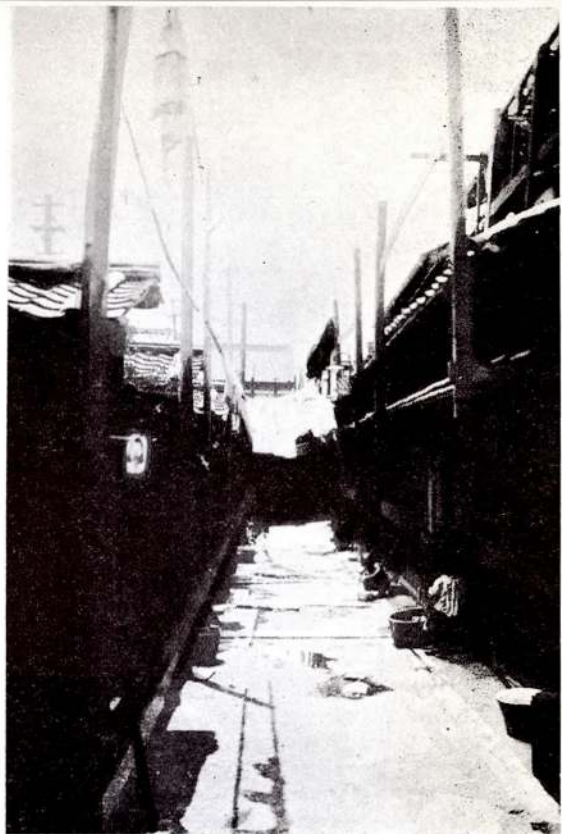
工事前と工事後の比較

上

工事前の或る裏長屋、下の写真と比較のために撮った。

下

工事後、向ひ側の板塀が白いモルタル塗りに代ったので明るくなった様である。水槽も整備されて防火への心構へが出来上った様である。





1

狭い通路に面した改修工事場
である。

今やつと足場が出来上った。

工 事 進 捗

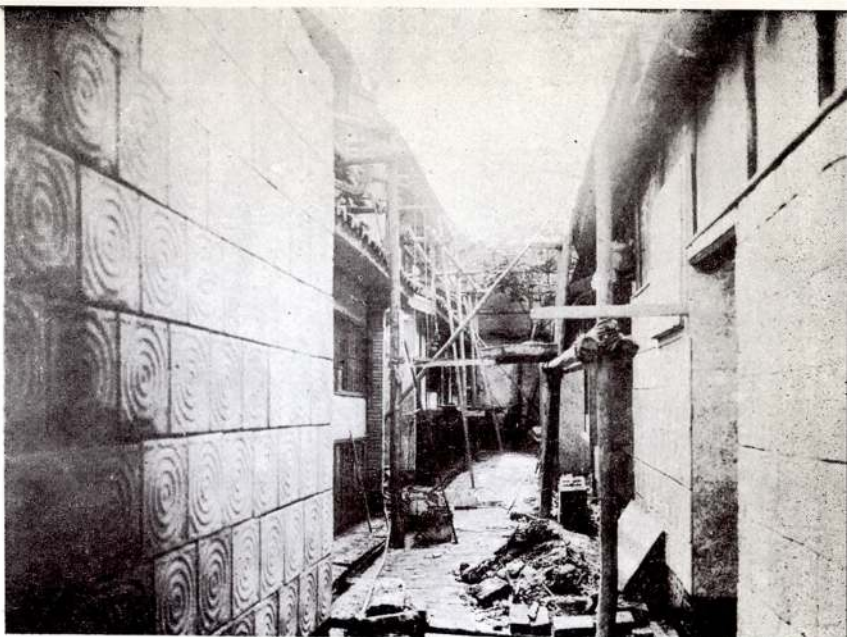
2

在来外壁に張つてあつた薄板
類は剥がされて下地の横打ち
が完成し所々には不燃板の打
つてあるのが見られる。



3

下地のセメント瓦や不燃板の
張付けを了へ、左官工事を待
つのみになった。

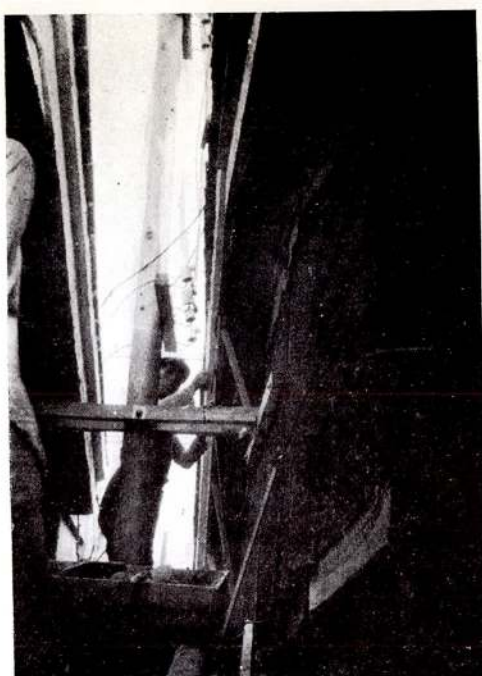


の 各 段 階



4

左官工事も了へ足場も取外さ
れ戦場の様な騒ぎが治つて、
勢揃ひをした防火改修工事場
の頼母しい姿である。

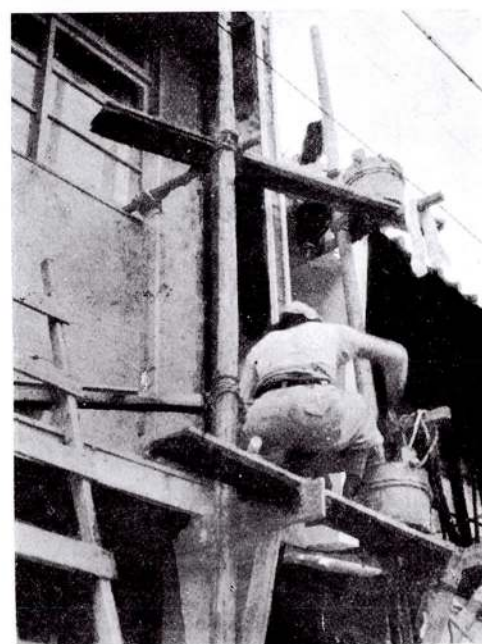


左

燃え易い焼板などを剥がして檣を打ちセメント瓦を打ちつけ、モルタルを塗るのが今日普通に用ひてゐる方法の一つである。

右

町の中の家屋の櫓比した所では、妻の相面した個所が非常に多い、そしてこんな個所が延焼の危険が最も多いので工事は特に慎重になされる。



左

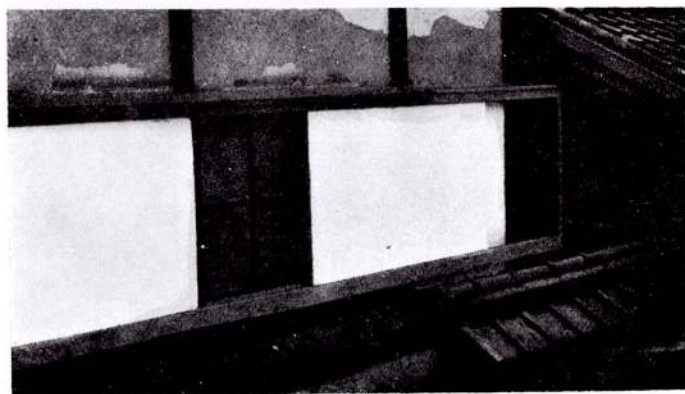
建物の裏側に面した個所の改修工事は最も困難で殊にそこに取付けられた勝手口や非常口の改修は資材の関係もあつて困難を極める。

右

広い道路に面した所は改修不要でも隣接建物の関係で袖壁だけは是非必要になつて来る。

右

建物の櫓比した中に色々な必要からこんな窓が付いてゐる場合がある。網入ガラスの窓にする場合もあるが折角の枠を利用して、防火扉にする事もある。



防火改修特輯號發行について

内務省防空局施設課長

井 上 新 二

今回「建築と社會」誌10月號を全部さかれて防火改修事業に關連した一切の事項 即ち防空建築規則その他の關係法令は勿論のこと 建物各部の改修範例をも回版として1冊に纏められる由、眞に時期を得た事と厚く感謝するものであります。

思ひますに 今次事變の進展と共に 都市の防空防火對策は愈本格的に軌道に乗つて來た感の深いものがあるのであります。防火改修に於きましても、防空法並に 同施行令の全面的改正に伴ひ本年3月防空建築規則の改正發令さるゝに及び 地方長官は一定の改修區域に期限を附して工事を命じるを得 又その方法に付いて明示される事になり、之れと歩調を揃へて地方廳令も引續き發令され、府縣によつては之れと共に 官公廳の組織まで改變整備されつゝある状態で、今日迄 多少實驗的城を出でなかつた防火改修事業も愈々その實施期に入つた事は誠に御同慶に堪えぬ次第なのであります。

けれ共 何分本事業の對照は重要都市の相當廣汎な區域内のあらゆる木造建築物にあるので 數的にも質的にも單なる法令又は 官公廳の努力にのみよつては 豫期の成果を擧げ得ない事は火を見るより明らかであつて 之のため本省に於きましても 昨年末改修事業の工事を直接擔當される第一戰の勞務者に對し豫算を計上して その認識を深めるための講習會を 各府縣下に於て開催し相當の効果を擧げて來たのであります。今後も引續き年々相當額の豫算を以て實施する豫定であります。今般協會に於きましても之等の點に關し深き御理解のもとに建築技術者の講習を開催される事と相成つた事は 衷心より感謝に堪えない所であります。

前述の如く 本事業は多數の建築技術者と 多數の建築勞務者を要するものでありまして之れ等の人々が一人でもより多くの理解を深められることは 之の事業の進展のために貢獻するところ極めて大なるものある事を痛感するものであります。

この際に於きまして 今回の如き特輯號が出版されますことは 如上の目的達成の爲め大いなる役割を演ずる事の明らかでありまして深く感謝致す次第であります。

支那事變が始つて以來國土防衛が叫ばれ就中重要都市の空襲對策として木造建築物の緩燃化が内務省に依て立案せられ、試験時代の各地に於ける火災實驗を経て模範街區として工事を施行したのが昭和13年で、防火改修工事の最初であります。爾來補助金を交附してこの事業を促進せしめることとなり大體其の補助率も3分の2以内と定められ、昭和14年度より事業として本格的に開始されたのであります。當時は未だ今日の如く法令があるわけではなく、全く改修される街區内の家主さん達の自發的協力と所謂警察署の熱心なる努力とに依つて進められたのであります。家主さん達に其の必要性を認識して貰ひ、同意を得て工事に協力して貰ふには随分骨が折れた譯であります。兎に角模範街區の完成によつて改修の方法なり結果に就ては大體一般の認識を深める事に役立つたと共に實際にこの任に當る者に取つても確信を與へて呉れたのであります。愈々事業として相當廣範圍に涉つて工事を押し進めて見ると更に色々の困難に打當つた譯であります。

特に其の困難性とも云ふべき點を擧げて見ると第一に集團施工をしてゆかなければならない點であります。此の原則の必要なことは申すまでもない處で従て1ブロック50戸乃至100戸位の大家さん達が全部洩れなく組合に加入して貰ふと云ふことが容易のことではありません。大家さん自身の住所がてんでんばらばらであるばかりでなく遠隔地にある人もあり、又趣旨も誠に結構であり3分の2の補助金も誠に有難いが經濟上如何しても困ると云ふ人も出て來ます。更に又地界争とか借家人が勝手に作つた建物の處置とか色々の問題が關聯して起て來るのであります。第二には事業の性質上、廣範圍に於て急速に施工しなければならない點であります。防火改修は今日都市防空の謂は

ば緊急的對策であつて従てその爲に數十年も或ひは十數年を要すると云ふ様なことでは勿論意味をなさない。例へば大阪市丈に就て考へて見てもその重要地區17萬戸の改修を爲すとして少くとも之を5ヶ年を以て完成せしめるとすれば1年間に約3萬4千戸工事費にして約1700萬圓の工事を遂行してゆかなければならない。全國の重要都市を通じてか様な工事に要する費用の3分の2の補助金を出し更に其の資材及勞務關係に支障なからしめると云ふことは今日仲々容易なことではないのであります。第三には現に建物を使用しつゝ施行してゆかなければならない點にも多大の困難性があります。1戸1戸に就ては何でもない程度の仕事ですが各戸が——家主ばかりでなく借家人が充分な理解を以て同時に之に協力してくれなければ所謂仕事にならない、勢ひ工事費も高くなる結果になります。従て借家人の啓蒙と同時に工事期間を出来る丈短縮する工夫が必要な譯であります。

以上の様な困難を克服して事業を遂行してゆく爲には先づ第一に従來の如く單に補助金のみにては不充分であつて如何しても法律の力を必要とするに至つたのであります。即昨年11月防空法並に同施行令の全面的改正によつて法的根據が與へられ引續き本年3月防火改修規則として單獨の省令の公布を見るに至り、降而7月には大阪府令として防火改修施行細則をも公布せられて、こゝに防火改修に關する一聯の法令は完備された譯であります。然し組合結成の如き事務は矢張り従前の通り何所迄も勸奨に依つて進めるべきで所謂傳家の寶刀を拔と云ふのは最後の場合であります。この法令の強化と共に第二には實施機關の整備を必要とする譯で大阪市に於ても今春來職制を改革され今迄の一係を防火改修課に擴大せられ、大いに人員も整備充實されるに到りました。又工務協會、

建築士會公用團、土木建築會、工業組合等民間團體の御協力を得べき體勢も整へられ既に其の一部の御活躍を願つて居ります。今時は益々其の御骨折に待つべき所多大なるものがあります。

次には防火改修を實施する區域の定め方でありますが、補助金にも限度があり自ら事業の範圍も其の限度に制約されて來ますので最も有効であり重點的な區域の定め方をしなければなりません。その結果前任者井上現内務省防空局施設課長は市内を緩急の二區別に別け同額の補助金を以て廣範圍を有効に改修することに苦心されたのであります。9月21日附府公報を以て大阪市及堺市の防火改修區域が告示されましたが其の賜であります。尙近く17年度分として期限を附して改修を命令する區域を告示することになつて居ります。今後は

斯様な區域が順次告示されて全區域を蓋ふこととなります。第3には地元負擔金の融通問題であります。特に本事業に關しては日本勸業銀行の格別の協力に依り全面的に引受けて貰ふ様になつたのでありますが、之の端緒を作られたのも前建築課長井上氏の御努力に依るのであります。尙火災保險協會に於ても本事業に協力せられ改修實施區域に就ては2割以上の保險料の割引をされることになつて居ります。

以上の外事務的にも技術的にも各種の工夫改良を要する點が多々あらうと思ひますが結局市民各位の協力が本事業の根底を爲して居るのでありますして他の工事と大に趣を異にする所であり本協會が特に本事業の推進に乗出された所以であると存じます。

(筆者は大阪府警察部建築課長)

◆ 火 災 の 損 害

色々な物資が次第に少くなると共にその貴重さが吾々の前に今更の様にクローズ・アップされて來たのが今日の有様であります、之の時に火災によつて毎日の損失を作りつゝあることは又當然吾々の大いに注意を喚起すべき大問題であります。一般に火災に付いては大いに關心を持たれて來てゐる様であります、之れは關係當局の指導の然らしめる所であつて、そのために火災は空襲火災にのみ注意が集中され一般の不注意から生じる火災に付いては左程に考へられて居らないのでは無いかと思はれるのであります。

昭和15年1ヶ年間の全國に發生した火災の件数は18,000件その損害額は2億圓を超えて居ります。之れは1日平均50件の火災が各地に發生して居るわけであります。大阪府に於きましても同年1ヶ年の出火件数は1,116件その損害額1,300萬圓餘となつて居ります。

今假りに1臺の飛行機が10萬圓で製造出來るとしますと、此の年1ヶ年に全國で約2,000臺の飛行機を又大阪府だけでは130臺の飛行機を不注意から灰にしてしまつた勘定となるわけで如何に不注意の失火が大なる損害を生じつゝあるかが知られると思ふのであります。

◆ 火 災 の 歴 史

玉置豊次郎氏著「火災の栞」によりますと、世界で有名な大火はA.C.64ネロ皇帝が詩を吟するために、全市の5%を焼失せしめた、ローマの大火を始めとし、A.C.1666.戶數13,200を焼いた英國文化史上有名なロンドンの大火、1812年ナポレオンの大軍を防ぐため焦土抵抗を試みたモスクワの大火、1871年市の中樞部2,124エーカー戸數17,430戸を焼いたシカゴの大火、1906年大地震後發火した、サンフランシスコの大火であつて之れ等の

大火の多くは既に我國民の間にも相當知られて居る。然るに肝心我國の大火のことになると世間は全く無知の状態であるが、外國の著名な大火と我國の大火とを比較すると實に驚くべき事實を發見する。今彼此相混じてその焼失面積の大小の順に列記すると次の様になる。として順次に書かれてゐますから之れを表記しますと

1. 東 京	西歷1923	10,500,000坪	(大火 震災)
2. 江 戸	同 1657	7,800,000	(振火 袖災)
3. 江 戸	同 1772	4,700,000	(行人坂の火事)
4. 大 阪	同 1724	3,750,000	(妙智焼)
5. サンフラ ンシスコ	同 1906	3,600,000	
6. 横 濱	同 1923	3,000,000	
7. シ カ ゴ	同 1871	2,350,000	
8. 京 都	同 1864	1,960,000	

之れからみますと有名なモスコーの大火もロンドンの大火も數の中へは入つて居らないのであります。如何に吾國の都市が火災に對して弱いかが判然すると思ふのであります。

或る外國人は之れをみて「日本國民は永年の間數々の天災に遭つて來てゐる——大火災などは日本では一種の日常行事である、このため日本人は一方に於て運命論的な、他方あきらめのよい建設に喜びを感じる國民性を持つに至つたのである。——このために現在日本人は空襲を避け難い災害と考へ之れが襲來した後の復興には喜んで當る。——これは日本人がまだ歐洲人の如く自國に於ける空襲の慘禍を知らぬためであらう」

この當否は別として、今日英米があれ程の大敗を喫し乍ら尙且日本興し易しと觀じる根據の一つに焦土戰術を夢みて居る事に對しては吾々建築家の責任を感じ、今後吾が都市の防空、防火に對して大いに努力すべきを感ずるのであります。

◆ 火災と氣象

火災と氣象は一應無關係のものに見へますが氣象の中でも特に温度と湿度の事を指してゐるのだと思つていただければもつとはつきりするかと思ひます。之れに付いては色々の方法で研究されてゐます。今又全國の明治34年から大正7年までの月別火災數を見てみますと、2月が最も出火の多い月で、3月4月になれば次第に少くなり7月は最少となり、盛夏の8月には又少しく増加し10月から又増加の一途を歩いて居ります。これから見ますと我國で最も湿度の低い時が2月であり、又8月は夏期の中では湿度も低く湿度の高い時であるのと全く一致してゐるのであります。勿論火災でありますから火を扱ふ頻度に付いても考へなければなりません。温度と湿度が物質の燃焼に直接關係あることは實驗の結果と全く一致するのであります。前に書きましたネロがローマ市を8日間に亘つて焼いた大火は7月でローマに於ける最低湿度の月であり、又我國に於ける東京の大震災火災或は1昨年1月の静岡の火災は何れも稀有の低湿度時の慘時であつた事は有名で、斯かる事柄を探せば幾らでもあります。兎に角大火災は常に湿度と關係のある事を知つておきたいと思ふ。

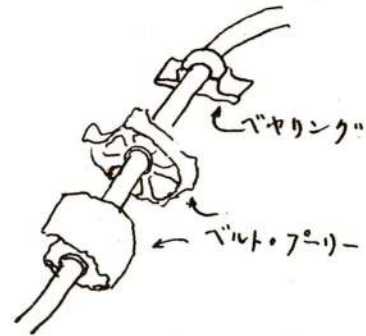
◆ 火災温度

火災温度に付いては東京帝大に於て昭和8年頃

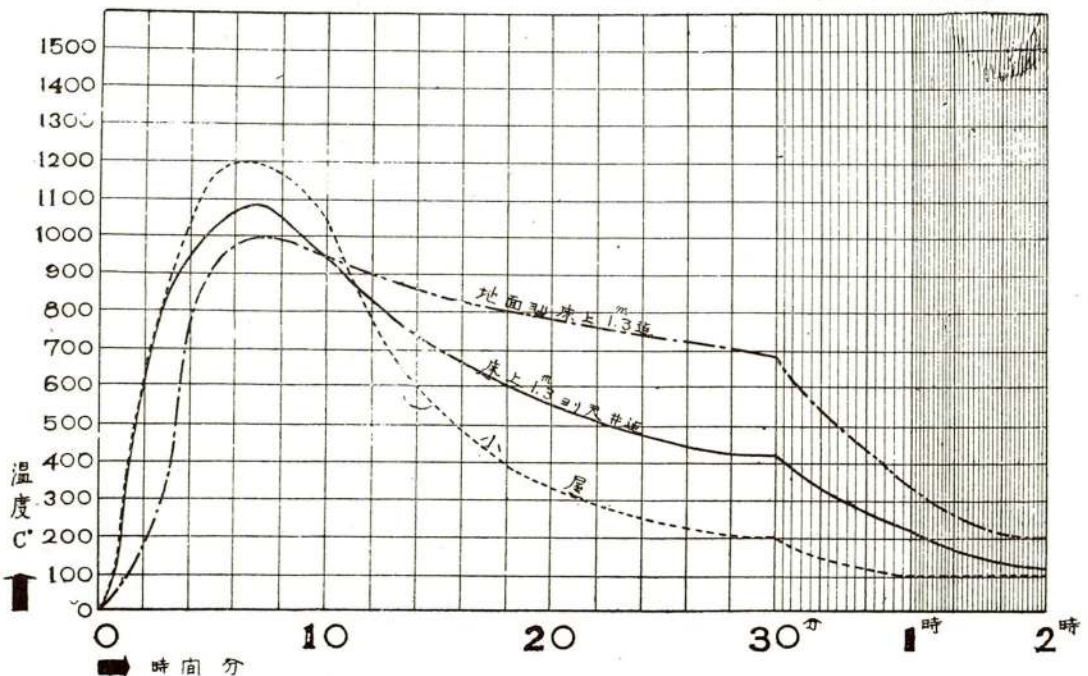
から實驗が始められ、實際の家屋に近いものを作つて實驗された其の結果によると、點火後の2分間で家屋内に火焰が充滿し、その後5~6分にして最高温度に達し、第1回の實驗では $1,130^{\circ}\text{C}$ 第2回には $1,217^{\circ}\text{C}$ を示した、その後實際の火災に付



第一圖 プーリーの熔融



第一表 火災時の標準温度表



きましても鑄鐵類の熔融したものを度々発見しました。写真第1圖はその一例であります。之れより見れば矢張温度は $1,200^{\circ}\text{C}$ 内外かと思はれる、勿論過去の大火に際しては青銅や鋼管の熔けた實例もありますから大火ともなれば相當之れ以上の高温となるものゝ様であります。最高温度は火災對策上相當重要な問題であつて、例へばその延焼力とか消火方法に影響する所が大きいもので、假りに温度が $1,000^{\circ}\text{C}$ 以上にもなつて居る火焰に注水する場合には相當壓力を持つた水を注水せなければ燃焼物の温度を下げるよりは、水自身が分解して水が燃えると云ふ結果を生じるわけでありませう。防空演習の際に焼夷彈の燃焼に直接注水する場合に注意を要するものも焼夷彈は $2,000^{\circ}\text{C}$ から $3,000^{\circ}\text{C}$ 近くの温度に昂るからであります。

さて防火改修家屋の場合ですが之の場合の最高温度は $1,000^{\circ}\text{C}$ を超えることは無い様で大抵は 800°C 内外の様であります。又改修家屋の向ひ側3m位離れた位置の温度は 200°C 位であつた實驗例もあります。これ等の結果からみると改修家屋であれば最後までその家の家族で充分消火が可能なる事がわかると思ひます。

◆ 火 流

以上斷片的に火災に關して書きましたが、次ぎに火災時に於ける火焰の進行経路とその情態に付いて書くことにします。

「火事は最初の1分間」と云はれて居ります。大體火事の際の火の経路に付いては第2圖にあります様に、最初に失火又は焼夷彈等で火點が出來てから先づ附近の雜物又は建具等に着火し、次いでその上方の天井又は小屋を焼くと云ふのが普通の順序であります。私は之れまでを火災の第1期又は初期と云ふことにしてゐます。之の火災の初期の間に発見して處置をすれば1人2人の素人の手で充分に消火が可能です。最初に書いた「火事は最初の1分間」と云ふのも之の時期の事でしょう。之れが一度び天井に燃え移つてしまひますと火の見掛けだけでも相當大きくなるので少くとも隣組の應援を要することになります。それもぐづ／＼してゐますと小屋とか雨戸、障子を焼き抜いて室内への空氣の流入がよくなり火勢は益々猛烈になつて行きます。元來火は御承知の様に可

燃性の物質の酸化でありますから空氣の流入が最大條件であります。之れが不完全であれば例へ火點が生じても火災にはならないわけであります。参考までに室の容量と木材の燃焼との關係に付いて記してみますと、木材1kgが完全に燒然するに要する空氣量は 3.9m^3 でありますから8疊敷位の座敷が完全に密閉されてゐるとしますと僅かに9kgの木材を燃焼するだけであります。9kgの木材を容積に換算しますと $1/50\text{m}^3 \sim 1/80\text{m}^3$ になります。之れは巾1m長2m位の板にしますと厚さ1.2~2.0cmでありますから洋館ですと、ドア一枚程度を燃やし得るに止ります。ですから室内に空氣の入れぬ様にすることは消極的とは云へ火を大きくさせない事に役立つわけで建物の構造を氣密にすることも防火上有効なわけであります。外國の家屋は木造でも之の點では日本のものより良く出來てゐるので出火件数は日本より割合に多いのに火災殊に大火は日本よりすつと少いのであります。之の氣密の點から云へば日本の土藏造りも有効ですし、防火改修も之の點から云つても有効なわけであります。

さて火源から出た火が家屋内の天井又は小屋にまで燃え擴り、つひに屋根の一部から次第に焼け抜けて行き周囲の窓は勿論壁の間から火を噴き出す様になると隣家へ延焼して行きますが之の延焼の経路には色々あります。一般に町の中の家ですと第3圖の様に屋根の妻から妻へ移つて行きます。又相對した建物ですと窓から或は軒から或は外壁に張つた杉板、焼板を通じて何處までも擴つて行きます。それに風でもあれば益々猛烈な勢で擴つて行きます。大體今までの火災がどれ程の速さで延焼して行つてゐるかは次の表に示す通りであります。(宮本吉造氏著火災防禦戰術より拔萃したるもの)

第二表

燒失面積 單位・坪	10	50	100	500	700
1坪當りの 延燒速度	0.97	0.40	0.34	0.18	0.13

又風がある際に於ける1時間に火の延びて行く長さを表示しますと第三表の如くであります。

第三表

風速(m)	0	5	10	15	20
風上(m)	50	40	30	20	10

風 側 (m)	50	44	40	36	23
風 下 (m)	50	80	120	160	200

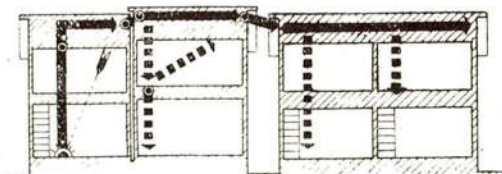
上の表から風速 7~8m の時に毎時間大體 100m 位の速さで延焼を擴大して行くことが見られます。普通無風の状態の時でも 1 時間も火災が続いてゐると之れ位の局部的風速を生じるものですから 100m 前後は延焼範囲になると考へるべきです。又飛火の問題ですが之れも表にしてみますと第四表の通りであります。

第 四 表

風 速 (m)	5	15	25
飛火警戒距離 (m)	200	500	500
最大警戒距離 (m)	300	1,000	1,000

それから飛火によつて着火する個所ですが今までの實例によりますと、藁屋根は勿論瓦屋根でもその瓦の隙間、水仕舞の谷になつた所、パラベットの蔭になつた所、物置、物干等々、書き上げると切りが無い程でありますから之の警戒は餘程の注意を要するわけであります。

第 二 圖



—— 火源 / 主経路
 火源 / 副経路

第 三 圖



→ 印 火災・煙路

◆ 舊木造都市の防火

以上火災の状態に付いて断片的に書いて來たのでありますが最後に我國の如く木造建物で出來上

つてゐる都市の防火であります。之處に木造建物の防火とせずに都市の防火としたのは、吾々の個々の木材で出來てゐる建物を火災から救ふと云ふ事は殆ど不可能事に近く少く共一街區とか都市全部とかを對象にして對策を考へねば効果が無いからであります。今までの大火の例から見ましても木造建物の間に 1 2 の鐵筋コンクリート建物がありましても周圍の建物全部が木造でそれから一齊に火を出した場合には決して耐火的であり得ないことはもう證明済であるからであります。

さて都市防火と云へば一頃流行した様に都市建物全部を耐火的にすることが直ぐ頭に浮んで参ります。或は又防火地區の如く特定の區域を耐火木造の建物で圍繞して火災を遮斷することを考へられます。之の何れも決して悪いことではありませんけれど既に矢は弦を放れたのであります。大東亞戰は始つたのであります。之の時にそんな事を考へてみてもそれは空想でしかありません。在來の建物を利用して何とか耐火的に、出來なければ防火的にせなければなりません。そこで數年前より東京帝大を中心に種々研究され大阪では昭和 13 年火災實驗もやり、模範防火改修區域を作ることとなつたのであります。その後昭和 14 年には防空建築規則が發令され又本年 3 月には防火改修規則が發令され愈々本格的に都市の大部分の區域に亘つて防火改修をすることとなつたのであります。

防火改修をした家がどの程度火災に抵抗出来るものであるかは今更之處に説明を要しないと思ひます。今日まで 10 數府縣下に於て之れに對する實驗を一般の觀覽に供して居りますし又實際に防火改修をした家屋の火災も發生して居りそれが相當効果を發揮して居ることも既に御存知の通りであります。只、今日の問題としては之れを 1 日も早く 1 軒でも多くの家に實施することのみが残されてゐるわけであります。

次の寫眞第 4 圖は或る所で行はれた火災實驗で實驗開始後 11 分の時の状態であります。右から 2 戸目の改修家屋はこうして最後まで残りました。又寫眞第 5 圖は或る都市の大火の際の寫眞であります御座の通り土藏も之れ位の數が連擔して居りますと完全に火災の延焼を阻止して居るのが

見られます。ですから防火改修も相當數の集團となれば火災の防止に有効であることは多言を要しないわけであります。

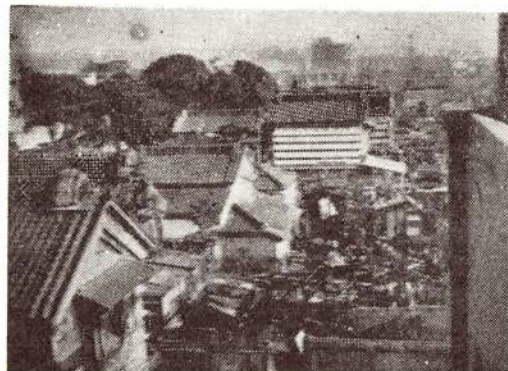
今日ヨーロッパやアメリカの都市は大抵不燃焼材で構成されてゐますが、之れも都市の發生時代からこんな様子であつたわけではありません。數百年前までは矢張我國の都市と大同小異の木造都市であつたのでありますが、地震の無い彼の國ではその次から次第に今日見られる様な燃えない都市に市民の努力によつて作り上げたのであります。

別段法律や政府の補助も無しにやつて來たのであります。それに比すれば我國の都市の防火改修位は茶飯事に過ぎない事と思はれるのであります。けれ共一面戦争、一面建設の最中でありますので非常な困難が伴ふ事は勿論であります。之れを他面より考へれば又それだけに吾々建築家の努力すべき、努力し甲斐のある事と云はねばなりません。

(筆者は大阪府建築課投師)



第四圖



第五圖

此の規則は第1條より第15條及附則よりなる單獨内務省令であります、防空法や同施行令並に防空建築規則と市街地建築物法に夫々相關聯した規則で防火改修を施行する基本則であります。

第1條 防空法第5條ノ2第1項ノ區域ハ防空建築規則第21條ノ規定ニ依ル區域ヲ除ク市街地建築物法第23條ノ規定ニ依ル區域ノ全部又ハ一部ニ付地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）之ヲ指定スベシ

改修區域を指定する範圍を定めたもので市街地建築物法の施行されて居る區域の全部か又は一部で然かも防空建築規則の全部適用の區域となつて居ります。

第2條 防空法第5條ノ2ノ木造建築物ハ左ニ掲グルモノトス。

1 床面積6百平方メートル軒高5メートルヲ超ユル木造（鐵骨木造ヲ含ム以下之ニ同ジ）建物但シ防空建築規則第5條ノ2ノ規定ニ依リ建築シタルモノヲ除ク

2 前號ニ掲グモノ以外ノ木造建物但シ市街地建築物法施行規則ノ定ムル乙種防火地區ニ關スル規定又ハ防空建築規則ノ規定ニ依リ建築シタルモノヲ除ク

改修すべき對照建物を定めたもので普通一般の建物と大規模の建物との二段に區別したものです。

第3條 前條ノ木造建物ノ防火改修ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外防空建築規則第3條、第4條（第1項第3號ヲ除ク）、第5條、第5條ノ2（第1項第2號ヲ除ク）及第5條ノ3ノ規定ヲ準用ス
改修すべき箇所及方法を規定せるもので防空建築規則の一部を準用したものです。

第4條 地方長官ハ防空建築規則第4條ノ規定ノ準用ニ關シ敷地ヲ異ニスル木造建物ヲ其ノ建築面積ノ合計150平方メートル以内毎ニ同一敷地内ニ在ルモノト看做スコトヲ得

改修は一建築物敷地毎に施行する立前となつて居るがあまり小さいときは合併施行の途を開いて居ります。

第5條 地方長官已ムヲ得ズト認ムルトキハ第2條第2號ノ木造建物ノ窓又ハ出入口及其ノ周圍部ニ付防空建築規則第4條第1項ノ規定ノ準用ニ關シ3米未満ヲ2米未満トシ同條第2項ノ規定ノ準用ニ關シ5米未満ヲ3米未満トスコトヲ得。

場合に依つては隣地疆界線よりの適用範圍を縮少し得る途も開けて居ります。

第6條 防空建築規則第4條ノ規定ノ準用ニ關シ隣地疆界線明瞭ナラザルトキハ互ニ相面スル建物ノ外壁間ノ中心線ヲ以テ隣地疆界線ト看做ス。

隣地疆界線が不明瞭のときの決定法を定めたものです。

第7條 木造ノ長屋ニシテ建築面積150平方メートルヲ超ユルモノハ150平方メートル以内毎ニ地盤ヨリ屋根ニ達スル迄防火上有効ナル土塗壁ノ類ヲ以テ區劃スベシ。

長屋にして相當大きなものゝ中間に防火區劃を要求したものです。

第8條 地方長官ハ防火改修工事ノ施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ當該建物ニ付補強其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得。

改修効力の保有の爲脆弱な建物には豫め補強其の他命令が出せる様になつて居ります。

第9條 第2條第2號ノ木造建物ノ防火改修ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ街廓毎ニ一群ト

シテ之ヲ施行スベシ。

一般の改修は一街区毎に一固りとして施行せしむる様に規定して居ります。

第10條 防空法施行令第11條第1項ノ費用ハ防空法第5條ノ2ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ當該工事ヲ施行シタル建物ノ所有者ノ負擔トシ同法第5條ノ3ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ工事完了ノ時ニ於ケル當該建物ノ所有者ノ負擔トス。

防空法施行令第11條第2項ノ費用ハ當該工事ヲ施行シタル街廓内ニ在ル第2條第2號該當スル各建物ノ所有者ノ負擔トス。

工事中に改修建物の所有者が變更せしむる時の工事費の負擔者を定めたのが本條で防空法第5條の2による工事では變更を生じたときに工事費を決済し同法第5條の3によるものは最後の者に負擔せしむる規定であります。

第11條 防空法第5條ノ2ノ規定ニ依リ防火改修ヲ命ゼラレタル建物ノ所有者ハ地方長官ノ定ムル期間内ニ其ノ設計ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請ハ當該建物所在市町村ノ市町村長ヲ經由スベシ。

改修を命ぜられたる者は申請手續を要することになりました。

第12條 市町村長防空法第5條ノ3ノ規定ニ依リ防火改修工事ヲ施行スルトキハ其ノ設計

ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ。

市町村長が代行するときも申請を要します。

第13條 前2條ノ防火改修工事竣工シタルトキ又ハ地方長官ノ特ニ指定シタル工程ニ達シタルトキハ地方長官ニ届出ヅベシ前項ノ届出ハ當該建物ノ所在市町村ノ市町村長ヲ經由スベシ。

竣工したるときは其旨届出ねばなりません。

第14條 地方長官土地ノ狀況又ハ建物ノ用途ニ依リ必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第3條乃至第5條及第7條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得。

土地の狀況又は用途により幾分緩和し得る途を開いてあります。

第15條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス。

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スベキ者ニ之ヲ適用ス。

町村長にあらざるも其の職務により町村長と認定し又は準用し得る規定であります。

尙附則により本防火改修規則は昭和17年4月1日より施行されて居ります。

(筆者は大阪府建築課技師)

我國の都市は世界に類例のない木造建物の大集團地である。従つて世界火災史に抜群の優位を占めて居るが、火災に弱い事は即ち空襲に弱い事である。焼夷彈による火災の多發性、そして更に建物の構造上擴大性のある事は誠に憂慮すべき事である。我々は數年來防空演習で消火訓練を重ね自衛防空に、隣組消防に、消火器具、器材、施設の整備に萬全を期して居る次第であるが、より根本的には燃える建物を造つて消防演習に努力を拂ふより先づ燃えない家、尠くとも燃え難い建物を造り、不燃性都市を造る事が先決問題である。我々建築家はこの都市改造の責任者としてその対策に一層の研鑽と努力を傾けなければならない。

防空都市に改造、それは全市の建物を鐵筋コンクリート造其の他の耐火構造に改築すればよい事は言ふまでもないが、現在に於ては一の空論に過ぎない、机上案に過ぎない。戰時下ながら躍進一途の我國の現状は、生産力擴充に、或は住宅問題に建築の需要は少しも停止してゐない。我々は現實的な、實踐的な計畫を立てなければならない。都市の建築も木造に頼らなければならない現状である限り、如何にしてその木造建物に不燃性を與へるか、今後建築する場合如何なる構造法によるべきか、又既存の木造家屋を如何に處理して防火的となすべきか、今後の考研に待つところ多い次第ではあるが、差當つてその指針を示せるものとしては前者に防空建築規則、後者に防火改修規則があるのである。従つて本稿も防空建築規則の中本題に關する事項について述べさせていたゞくことにする。

防空建築規則は建築的立場からの空襲対策を規定したもので、人命の防護、重要施設の防護、燈火管制、偽裝等に關する事項をも含んでゐるが中でも木造建物の防火構造が重要事項である事は勿論である。凡そ建物の防空対策とは焼夷彈、爆

彈、毒瓦斯に因る被害を局限すると言ふ事でありその原則的対策は建物の疎開でなければならない即ち建物の疎開は爆彈、焼夷彈の命中率を減じ、火災の擴大を防止し、爆風壓を減じ、毒瓦斯の飛散を容易ならしめると共に平時に於ても衛生上、保安上有効な事は言ふまでもないことである。然しながら大都市では疎開はなかなか困難な事情が多い。従つて之に代る方法として建物の外周を防火的構造として延焼防止を計り、緩燃焼都市の構築を期さねなければならない。防空建築規則第4條乃至第8條はこの趣旨によつて規定せられ、之が防火改修の新規則にもなつてゐるのである。

一般木造物の防火構造

A 施工範圍

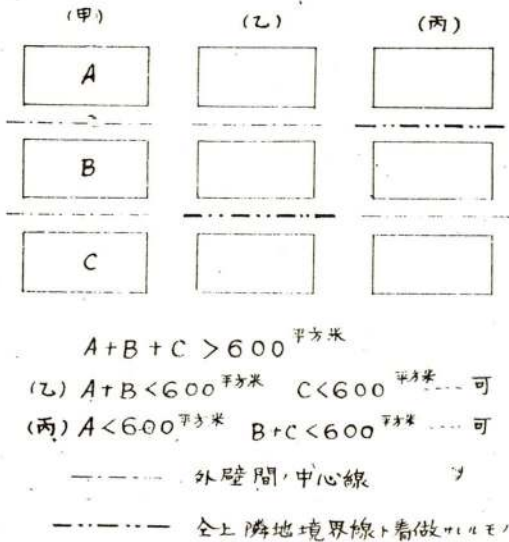
木造建物の延焼防止には全外周を防火的となすべきであるが、最も延焼し易い部分即ち隣家に近い部分を防火的に施工するだけでも略目的は達せられる。實際の火災に際しては建物の規模、構造、隣接家屋の位置、風速、風向、濕度等により一概には申されぬけれども、軟風下に於て普通規模の住宅、商店等の相互間の距離平家ならば6米以上、2階家ならば10米以上あれば4分板下見張りの外壁構造でも殆ど延焼の虞がないと推定されるので、隣地境界線又は道路の中心線からの距離が次の様な範圍内にある部分を防火構造とすることに規定してゐる。

イ、地盤面上高4米未満(大體平家又は下階)の部分は3米以内

ロ、地盤面上高4米以上(大體2階以上)の部分は5米以内

上記の外學校、工場、病院等の様に同一敷地内に幾棟かの木造建物があり、その建築面積の合計が600平方メートル以上ある場合は、相面する各棟外壁間の中心線を隣地境界線と看做して前記

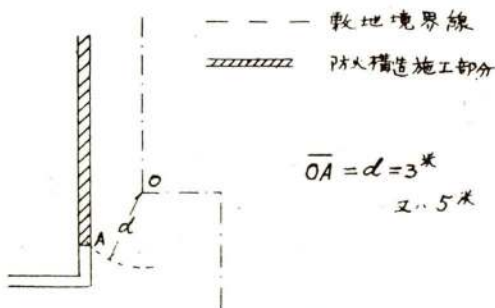
の規定を適用しそれより夫々3米又は5米の範囲内にある建物の部分は防火構造としなければならない。然しこの場合第1圖第2圖の諸例に示す様に之等の中心線の何れか、又は何れかの組合せによつて建物の合計建築面積を600平方米以内毎に分け、その中心線についてのみ、隣地境界線と看做して差支へないとして取扱つて居る。



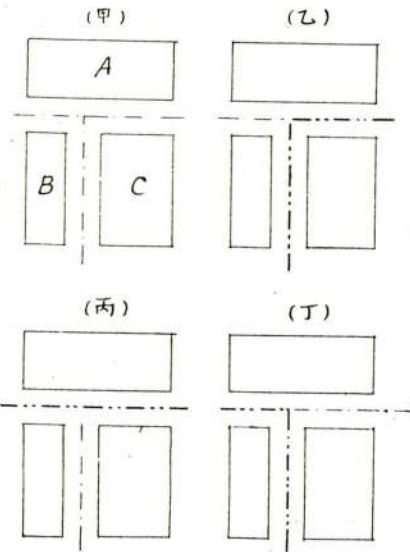
第 1 図

尙この範圍に關する特別な場合の取扱二を例示してみると

イ、敷地境界線の曲折する場合



第 3 図



$$A + B + C > 600 \text{ 平方米}$$

$$(乙) A + B < 600 \text{ 平方米} \quad C < 600 \text{ 平方米} \quad \text{可}$$

$$(丙) A < 600 \text{ 平方米} \quad B + C < 600 \text{ 平方米} \quad \text{可}$$

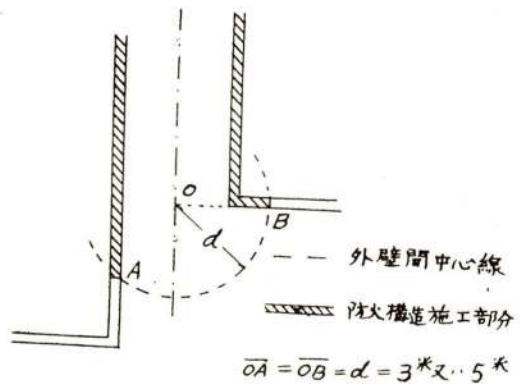
$$(丁) A + C > 600 \text{ 平方米} \quad B < 600 \text{ 平方米} \quad \text{不可}$$

----- 外壁間、中心線

----- 全上 隣地境界線と看做される

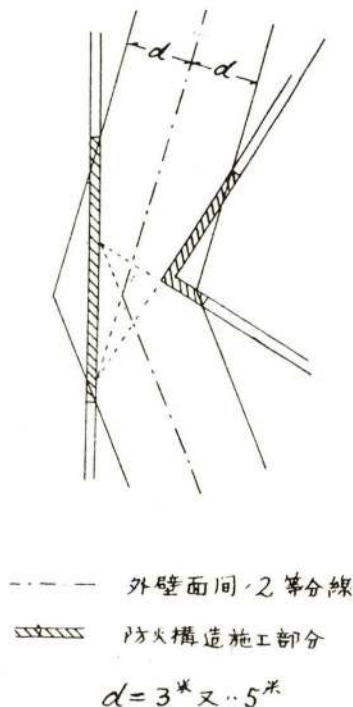
第 2 図

ロ、相面する壁面の長に差ある場合



第 4 図

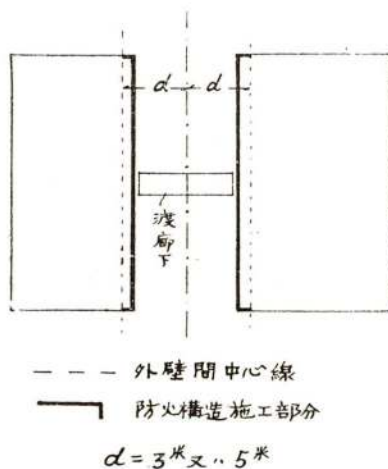
ハ、相面する壁面平行ならざる場合



第 5 図

ニ、二棟の建物間に渡廊下のある場合

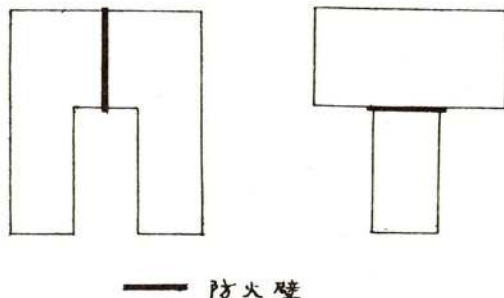
渡廊下の有無に関係なく二棟の外壁間の中心線を隣地境界線と看做すことにしてゐる。但しこの場合の渡廊下は別棟構造とし且平家建吹抜きの取毀ち容易で延焼力の少い構造と



第 6 図

しなければならない。さうでないと市街地建築物法施行規則第29條の防火壁の問題が生じて来る。

ホ、建築面積 200坪以上あつて市街地建築物法施行規則第29條の防火壁のある場合



第 7 図

防火壁で區畫された各部を別棟と看做して防火壁の中心線を以て建物外壁間の中心線と看做す。

B 防火構造

前述の範囲内に在る外壁、軒、庇或は窓、出入口の構造については夫々次の通り規定せられて居るが、何れも隣地に近い程嚴な構造となさねばならぬ事は當然である。

1 外壁、軒、庇等の防火構造

外壁、軒、軒蛇腹、庇又は出格子、肘掛、戸袋其他建物の突出部は準耐火構造とするが次表のものを以て構成或は被覆しなければならない。

第 一 表

	隣地境界線（又ハ道路ノ中心線）ヨリ水平距離2米未満ノトキ	同左水平距離2米以上ノトキ
イ	鐵網モルタル塗、漆喰等ニシテ塗厚2厘以上ノモノ	鐵網モルタル、漆喰等
ロ	塗土ニシテ裏返塗ヲ施シタルモノ	塗土
ハ	耐火木材ニシテ厚1厘以上ノモノ（但シ出格子、肘掛、戸袋、其ノ他建物ノ突出部ニシテ且隣地境界線ヨリ60厘以上隔タル場合ニ限ル）	耐火木材ニシテ厚1厘以上ノモノ
ニ		石棉板又ハ金屬板ニシテ木部トハ厚1厘以上ノ耐火木材又ハ熱ノ不良導體ノ座ヲ用ヒテ隔離セルモノ

ホ	「マグネシヤセメント」板 張瓦等ニシテ厚 1.5 厘以上 ノモノ	「マグネシヤセメント」板 張瓦等ニシテ厚 1 厘以上 ノモノ
ヘ	木毛「セメント」板ノ上ニ 「モルタル」又ハ漆喰ヲ塗り タルモノニシテ厚合計 2.5 厘以上ノモノ	木毛「セメント」板ノ上 ニ「モルタル」又ハ漆喰ヲ 塗りタルモノ
ニ	其ノ他地方長官前各號ニ準 ズト認ムルモノ 1. 「セメントモルタル」 ノ上ニ「タイル」貼シ厚 合計 2 厘以上ノモノ 2. 貼瓦ノ上ニ「モルタル」 塗りタルモノニシテ厚合計 2 厘以上 ノモノ 3. 「マグネシヤセメント」 ニ鋸屑等ヲ混ジ木指下 地ニ塗り立テ厚合計 2 厘以上ノモノ	同 左 1. 「セメントモルタル」 ノ上ニ「タイル」貼 トセルモノ 2. 貼瓦ノ上ニ「モルタル」 塗りタルモノ 3. 「マグネシヤセメント」 ニ鋸屑等ヲ混ジ木指下地ニ塗り立テタルモノ

尙外壁、戸袋、破風、鼻隠等多く雨雪を受ける部分に使用する耐火木材は甲種耐火木材でなければならない。

雨雪を防ぐために前表(ロ)で造つた外壁(長屋の妻壁を除く)で軒又は蟻羽下端から 1 米以上離れた部分は板其の他の材料で被覆してもよい。然しその被覆部分に窓、出入口がある時はその周囲は内部からの火災に弱いから、その窓、出入口の周囲 1 米以内の被覆は甲種耐火木材を用ひなければならない。



甲種耐火木材部分

第 8 図

2 窓、出入口の防火構造

窓、出入口の防火構造は防火戸を使用するか次表の材料で作つた戸を設け且つ周囲部は外壁の構造と同様にせねばならない。

第 二 表

隣地境界線(又ハ道路ノ中心線)ヨリ水平距離 2 米未満ノトキ	同左水平距離 2 米以上ノトキ
イ 耐火木材ニシテ厚 1 厘以上ノモノ	耐火木材
ロ	金属板又ハ石棉板
ハ 「マグネシヤセメント」板ニシテ厚 1 厘以上ノモノ	「マグネシヤセメント」板
ニ 網入硝子	同左
ホ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ (木造網入硝子窓又ハ戸ニシテ屋外ノ木部見エ掛リヲ金属板ニテ被覆セルモノ(當分ノ内))	同 左 (木造網入硝子窓又ハ戸ニシテ屋外ノ木部見エ掛リヲ金属板ニテ被覆セルモノ)

3 屋根の防火構造

市街地の屋根は防火上不燃材料で葺くことは今更言ふまでもない事である。防空建築規則では更に瓦葺の際は瓦の隙間から火の粉が入つて飛火となる事例が多いので、野地は土居塗とするか耐火木材又は不燃材で造らなければならないし、金属板の屋根でも前述の隣境界線又は道路の中心から 3 米(又は 5 米)以内の範囲内では野地を矢張り耐火木材か不燃材料で造らなければならない。

C 防火構造を軽減又は免除し得る場合

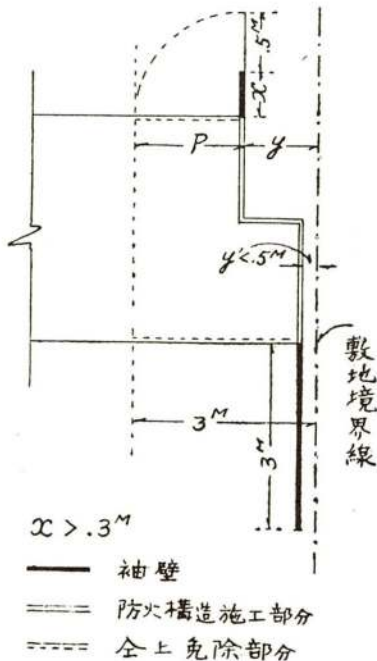
以上の規定は防火構造の方法とその施工すべき範囲の原則であるが、土地の状況、建物の規模、建物前面の情態、外壁の直接被覆に代る特殊な防火方法等に依つてその制限を軽減又は免除しても差支へない場合もあり得る。その取扱については下記通り規定して居る。

- 1 床面積(地階、屋階を除いた合計)が敷地面積の半分以下の空地々區ではその状況に應じて適當軽減又は免除してよいと思ふ。大阪府に於てはそれに該當する堺都市計畫空地々區(濱寺公園附近)内の建物については免除してゐる。
- 2 雑舎、物置等で獨立した平家建面積 4 平方メートル以下の建物は免除して居る。
- 3 公園、廣場、河、海又は相當幅員を有する鐵道、軌道敷に面する部分は免除してゐる。
- 4 建物の軒高以上の高を有する擁壁、防火壁

(耐火構造建物の外壁を含む、但し窓、出入口に防火戸のないものは考慮を要する)又は両面を第1表左欄の構造とせる防火塼壁等に面する部分は免除してゐる。

- 5 防火塼壁と同様な構造の袖壁によつて側面からの火焰を遮ぎられた部分は1階では免除し、2階3階の場合は窓の防火構造を免除しその他の部分については第1表右欄の防火構造とする事とす。袖壁の長は下記の通り位置によつて考慮する事とするが最小限は建物の軒先迄且80㎝を下らない事とす。

イ、第1階に於ては隣地境界線(又は相面する外壁間の中心線)からの距離50㎝未満の時は3米、50㎝以上の時は次式によつて算出する。



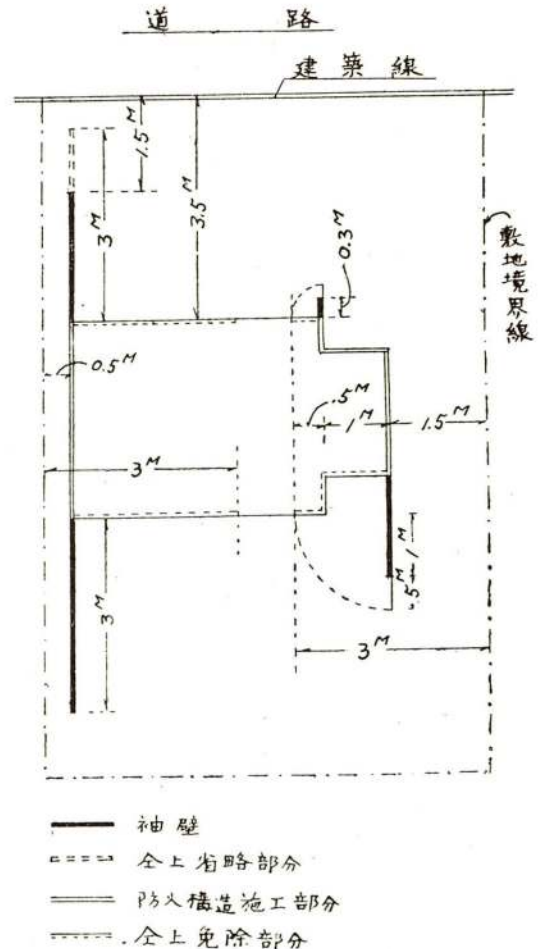
第 9 図

- x : 袖壁の所要の長さ。但し $x > 30$ ㎝
 y : 敷地境界線から袖壁までの距離。
 p : 袖壁によつて遮られた防火構造となすべき壁面部分の長さ。

$$x = 3m - y - 0.5m \dots \dots \dots (1)$$

$$x = p - 0.5m \dots \dots \dots (2)$$

- ロ、(イ)によつて免除される外壁面が道路側にあつてその後退が著しくない時は(イ)の長さの規定を更に短くしてもよいと考へられる。即ち外壁面の後退が建築線から1.8米未満の時は最小限の80㎝でよく、後退が1.8米以上の場合でも建築線、壁面線から突出される要なきは勿論、建築線から1.5米の位置までで止めても差支へない。

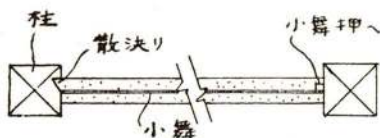


第 10 図

- ハ、第2階、3階の袖壁の長さは隣地境界線からの距離如何に拘らず最小限の30㎝以上あればよい。

- 6 ドレンチャーのある場合にはその有効度に應じて適當輕減してよい。
 7 原則的には木部は不燃材で被覆せねばなら

ぬが、大材は一寸焰を被つてもすぐには延焼せぬので3寸5分角以上のものは、長屋の妻壁以外のところでは被覆せずともよい。然しこの場合は散決り又は小舞押へをして壁の乾燥後柱との間に隙間を生じない様に心掛けたものである。



第 11 図

大規模木造建物の防火構造

前述の規定は建物の規模に関係なく敷地を単位としての防火構造であるが、規模の大きなものが炎上する時は火力が強く、従つて周囲への延焼力も大きく又火の粉の飛散も多いだけに飛火による類焼の要因ともなり、火災拡大の虞あるため一般木造建物よりも更に燃え難い構造とする必要がある。それで大規模即ち軒高5米床面積(延面積)600平方米を超える建物は下記の通り外周をより防火の構造とするは勿論のこと、内部も緩燃焼構造としなければならない。

1. 外壁、軒、庇、軒蛇腹の類は準耐火構造とすること
2. 防火上主要な間壁は鉄網モルタル、塗土、漆喰又は耐火木材で構成するか被覆すること
3. 小屋裏、天井裏は桁行12米以内毎に鉄網モルタル、塗土、漆喰を裏返し塗又は両面塗とすること、マグネシヤセメント板を以て區畫すること
4. 廊下も長12米以内毎に天井裏區畫と同様構法の垂壁を天井下端又は軒桁下端から30厘米以上垂下して設けること
5. 木造(耐火木材を除くもテックス類を含む)天井には防火塗料を塗布すること
6. 前記の間壁、天井裏又は小屋裏區畫及び垂壁はなるべく連結させること

以上の様な構造を要求される事も火勢防壁上當然の事ではあるが、何分にも資材難時代のことゝ

て殊に準耐火構造は規定通りの施工がむづかしい。施工し難い方法を要求しても無理である。何とかして施工し得る方法をと考へて次の様な取扱いをして居る。

1. 準耐火構造のセメントモルタルには代用セメントを使用してもよい。
2. 準耐火構造のセメントモルタル厚1寸2分塗の代りに木毛セメント板にモルタル又は漆喰を塗り厚合計4.5厘米以上とすればよい。
3. 準耐火構造は外壁の外面にセメントモルタル1寸2分の被覆を要求して居るが、之を内外両面に塗り分け且被覆材料も代用品を認めてゐる。即ち外壁の外部を第一表左欄の構造とし内部を次の材料で被覆すればよい。
イ、鉄網モルタル又は甲種耐火木材にして厚2厘米以上のもの
ロ、漆喰、塗土等で裏返し塗をして厚4厘米以上のもの、但し外部をも漆喰又は塗土とした場合を除く
ハ、第一表中「ホ」「ヘ」「ト」各左欄のもの
4. 周囲4米以内に近接建物のない場合、外壁の第一表左欄の構造とし、窓出入口に防火戸又は第二表左欄の材料を以て作つた戸を設けてもよいことにして居る。
5. 製品、原料及内部施設に可燃性のものゝない工場で、建物構造が木部は大材を、其の他は不燃材料を以て構成した場合は外壁を準耐火構造とせずとも、スレート張り等その儘でよく且小屋裏、天井裏の防火區畫や垂壁も設けずともよい。

以上の他可燃性の野地や天井のない時も小屋裏や天井裏の區畫や垂壁の設置を軽減又は免除し得る場合もある。

尙増築によつて大規模建物となる場合、例へば在來床面450平方米であつたところへ200平方米増築した場合、既存部分をも大規模の防火構造としなければならない。この場合は前記3.4.5.の方法を活用すれば便利だと思ふ。但し既存部分が本規定制定(本年4月)前に認可を得て建築したものであれば、その部分は防火構造に改修することを強要しては居ない。

防火壁で區畫された建物は區畫された部分毎に別棟と看做して取扱つて居る。

其の他の防火的規定

以上述べた規定は野地の防火構造以外は防火改修に直接關係あることですが、防火改修には直接關係のないものながら木造建物の防火に關係あるものとしては次の様な規定がある。

1. 長屋の各戸の界壁は地盤から屋根に達する迄土塗又は金屬板とし防火的區畫をする。
2. 長屋は建築面積 150平方メートル以内毎に準防火壁を設ける事になつて居る。然しこの施工がむづかしいのと鐵網不足の折柄でもあり、一棟の建築面積 150平方メートル以下となす様勸奨して居る。
3. 木造建物の開口部で隣地境界線に面し且境

界線から1米（屋根金屬板の場合は2米）未満の位置にあるものは、開口の大きさを2平方メートル以下とし、2以上の開口部の間隔1メートル以内の時はその合計面積を2平方メートル以下とすることとしてゐる。

次に防火構造ではないが前述の防火構造に伴つて必然的に起る耐久力の低下、即ち軸組構造材の腐朽防止のため防腐剤の塗布、壁體内の換氣等建築の際は勿論防火改修の際も考慮して施工しなければならない。

以上防空建築規則中木造建物の防火構造に關して、現在大阪府で取扱つて居る方針を基礎として筆を執りましたが、昨今京阪神3府縣はその取扱方針を一致させ度と考へられて居る折柄、記載事項の一部は今後變更されるかも知れませぬ事を豫め御了承願つておきます。

（筆者は大阪府建築課技師）

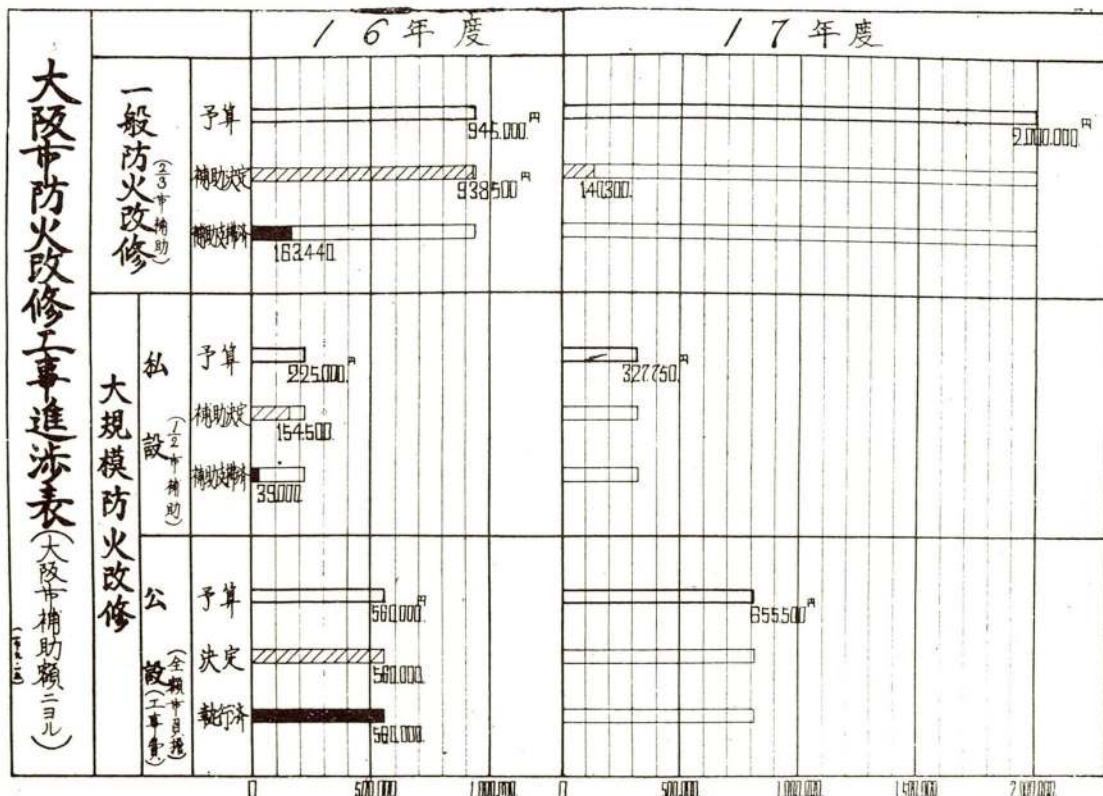
大阪市の防火改修事業に就て

桐 本 楠 雅

今春防火改修規則の公布につれて内務省に於ては全国の防空重要都市に對して本格的な防火改修の促進に乘出し、昭和18年度より5ヶ年計畫にて大規模な施策を計畫せられつゝある際、當大阪市に於ても最近特に市民一般の防火改修事業に對する理解と建築界各方面よりの指導鞭達とによつて漸く軌道に乗らんとしつゝある事は吾々直接この事業に關係せる建築技術者として誠に喜びに耐えない次第であります。

今此處に本市の防火改修事業を、市の負擔する補助金の關係より見る時は、16年度に於て、森之宮、船場、築港方面等18の防火改修組合の工事完成によつて、14年15年度分より補助金合計610,000

餘圓を支出したのでありますが、本年度は一般防火改修補助として16年度の繰越 945,000圓 と本年度新規事業2,000,000圓計2,945,000圓及び私設大規模補助とし16年度繰越 225,000圓 本年度新規事業327,750圓計552,750圓之に加ふるに、公設大規模の市費負擔の工事16、17兩年度合計1,220,000圓があります。現在の所一般防火改修の方は16年度事業は全部工事に着手中にて、17年度分も過半数は設計中で近々既定計畫全部の組合結成を完了する豫定にて、又一部は目下工事中であります。尙大規模に就いても現在の所次の表にて示す通りの進捗情況で一般防火改修は是非共年度内工事完了を目差して努力中であります。*



*申すまでもなく、これ等の市補助は大阪市木造防火改修補助規程によつて交付されるのであります

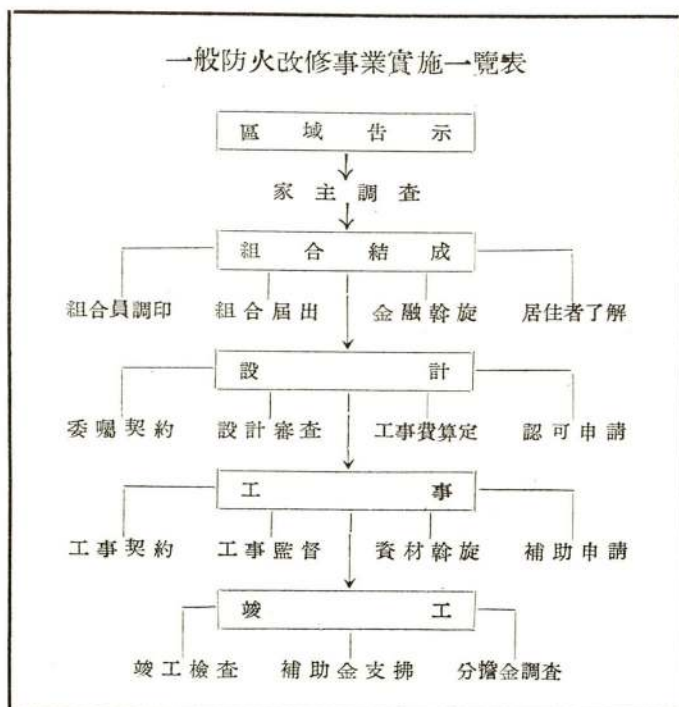
すが、防火改修規則施行細則の公布に呼應して、目下規程の一部改正中なるも、大體の骨子は次の

如くであります。

一般防火改修に就いては、防火改修規則第9條により街廓毎に一群として工事を施工する場合は原則として組合を組織することになつて居ります、この場合に限り防火改修工事の施行に要する費用の $\frac{1}{2}$ （但し要改修積面一坪當り8圓以下）を補助し、單獨施工の場合は $\frac{1}{2}$ （同上6圓以下）の補助となつて居ります。之は本事業の性質上、各家屋所有者の自由主義的要求を排除し防火目的達成に必要なして且充分なる最低限度の材料と施工によつて、早急に工事を完成するを目的とせる故であります。又床面積600平方米、軒高5米を越える木造建物、所謂大規模木造建物に就いては學校、病院、診療所等半公設の建物は工事費用の $\frac{1}{2}$ （但し延1坪當り20圓以下）、その他私設建物は $\frac{1}{2}$ （同上15圓以下）となつて居ります。その他補助金の前渡、或は之に代ふるに、セメント等の工事材料の支給方法及び防空法第5條ノ3の規程に依り市長に於て代施行する場合の取扱ひ方等に關し目下鋭意研究中であります。尙その他、組合助成の意味にて行ふ各種の事務に就いては府と緊密なる連絡の下に行はれつゝある事を記すに止め

その内容は下に圖示する通りであります。最後にこの事業につき吾々都市建設に従事する建築技術者として最も興味ある問題の一つとして、工事の施行方法換言すれば建築物生産過程を擧げることが出来ます。過去に於て、幾多の先輩が獻身的な研究と努力を以つてしても尙その成果を擧げ得なかつた所の、都市建築物の規格化による大量生産の方法を、その對稱物に多少の差こそあれ、この防火改修工事に於ては、その設計に、その施工に大膽に而も大規模に着々實行されつゝある事實であります。前にも記した様に本事業は本年より來年、來年より更來年と、逐年倍加して行く理で、この宏大なる建築量を、物資並びに人的資源の不足勝ちの折柄、如何にして短時日に消化を圖るか而も戦争遂行の爲には是が非でも守らねばならない生産工業都市を最少限の材料、手間とによつて如何にして最大限の防火効果あらしむべきか。この事業の本質を思ひ、この事業の數量に想ひを致す時、臨戦下の日本建築技術者たる者一致協力、直接に間接にこの事業の推進に協力されるであらう事を確く信ずる次第であります。 終り

（筆者は大阪市役所建築部防火改修課長）



防火改修工事の大要に就て

中 村 収 次 郎

吾が日本が、敵米英に對し、負け目を感じるものありとすれば、それは我が國大都市の、對火的脆弱性である。此の事は幾度か、我が識者によつて指摘されたるのみならず、敵國が空襲によるゲリラ戦術によつて、容易に、日本を屈伏し得べしと、その士氣を鼓舞しつゝある最大の宣傳要素である。

然も、その空襲の企圖は、吾が陸海航空部隊の嚴然たる存在によつて、全く策の施し様もなく、徒らに自國民を欺瞞して、幽靈戦果を發表するに過ぎないとは、まことに憫むべき極みではあるが、木と、藁と、紙で組み立てられ、瓦1枚めくれば膨大な燃料の堆積である日本木造家屋は、如何なる目を以てしても、此の空の脅威を前にして、慨歎を禁ぜざるを得ぬ代物であつて、苟も、近代都市の構成に關心を有するものは、等しく之が對策に腐心しつゝある所である。

現在に於いて、之が對策として最も簡易にして實行性に富み、且つ實効を豫期さるゝは、我等が日夜行ひつゝある木造家屋群の防火改修による防衛手段である。厚さ2糎のラスモルタルの被覆は、よく近代都市を焼夷彈より護るに足る甲冑となり得る事は幾多の實驗によつて證明され、今や此の事業は漸く軌道に乗つて明日の日本都市の急造が、夜を日に繼いで行はれてゐる次第である。

木造家屋の防火改修は、之を規模の上より別つて、一般民家を對象とする小規模のものと、學校、病院、工場等床面積6百平方メートル以上軒高5米以上のものを對象とする大規模のものとの二つとし、兩者共その工法は殆んど類似的のものであるが、前者は外部よりの延焼を防止するに主眼を置き、隣地境界線、若しくは道路中心線と當該建物の部分との距離によつて規定が加へられ、又同一敷地内にある時は、隣接建物との相對關係が大いに考

慮されるに對し、後者は、その燃焼による發熱量著るしく大にして、他に累を及ぼす虞充分なる故に、外壁を準耐火構造となすは勿論、如何なる部分の軒、庇の類も全部改修をなし、他より延焼せざるは勿論、一旦發火せる際も、相當なる緩燃焼の性質を呈する如く、小屋仕切を設け、天井を耐火的にする等、防火改修規則によつて詳しく規定される處である。

併して、一般民家の防火改修は、府及び市が指導的立場をとつて適當なる街區を限つて一群となし、それぞれ防火改修組合を家屋所有者間に結成せしめ、當該街區内に於て同時に工事を施工せしめ、完成の曉には國及び市よりその工事費の3分の2に相當する金額を補助し、(市補助規定の定むる所により減額をなす事あり)本事業の促進を計りつゝある状態である。

最近世人の認識漸く高まり、大いに協力的態度を認め得る場合甚だ多きも、未だ組合結成の際、組合への加入に躊躇し、又測量其の他に設計者が赴きたる際、その屋敷内への立入りを拒み、或は改修工事前より破損せる事明かなるにかゝらず、改修工事施工の結果なりと主張し、何等か利得を得んとする等、工事施工の障害となる人達も往々にあり、係員は其の都度、非常なる困難を克服して、事業の完遂に邁進してゐる次第である。

改修に關する設計の方針は、大體防空建築規則を骨子とした防火改修規則に則つて、之を實施してゐるが、工事實施の困難、資材の不充分等を脱み合せて、現況に應じて多少之を緩和した方法が取られてゐる。要するに厚さ2糎以上のラスモルタル塗、或は之に相當せる防火効力を有するものとして、防空建築規則に於いて認められたるものにて仕上げられたる壁部分と、網入硝子及耐火木

材にて構成されたる開口部分によつて、法規に規定されたる範囲をすつぱりと包み上げる直接改修方法を原則とし、時としては改修されたる塀、或は、袖壁、塀の襷ぎ足し等の間接的手段によつて建物を現状の儘に生かして改修する方法が取られ、之等は現場に於て設計者の臨機應變の處置に係る所であるが、唯單に防火の方にのみ心を奪はれ、重要な開口部を閉鎖したり、餘りにも高き塀を構築して、通風、採光等の考慮を忘れ、非衛生的なる住居を出來したり、少しばかりの心ある手段によつて生かし得る快適なる景觀を、餘りにも劃一的なる方法手段によつて、之を犠牲に供せしめる等は、大いに考慮すべき處である。

此の意味に於て、居住者の意見を大いに尊重し、之を参考とする事が必要であるが、防火上如何にしても必要な處置は、充分なる指導的打ち合せの上、斷じて之を行ひ、防火改修の嚴肅なる使命を果さなければならぬ處である。

大規模防火改修に關する補助額は、市有の學校、病院等公共的性質を帯びる建物に付いては國より延坪當り10圓を限度とし、工事費の3分の1の補助があり、私有の夫れ等に付いては國及び市より延坪當り20圓を限度として、工事費の3分の2の補助がある事になつて居り、民間の工場及び事業場等は、延坪當り15圓を限度として、工事費の2分の1以内の補助が認められ、重要地區内のものより地方長官の指令に基き、個々別々ではあるが、順次に改修工事が着々と實施されつゝあるは誠に頼もしき次第である。

次に改修工事に於て、一般に取り扱はれる建物の部分を摘記すれば

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 妻 | 壁 |
| 2. 蝶 | 羽 |
| 3. 軒 | 裏 |
| 4. 側 | 壁 |
| 5. 袖 | 壁 |
| 6. 小屋及間仕切 | |
| 7. 出入口 | |
| 8. 窓 | (天窗を含む) |
| 9. 戸 | 袋 |

10. 庇

11. 換氣孔及汲取口

12. 塀

等の種類であつて、之等の詳細に亘つては、卷末に圖面及び略仕様書の一部を掲げてあるが何れも資材その他の點から、將來改良さるべき點多々あるべく、幸ひ江湖の目を通じて理想に近きものが、一日も早く出現する事が望まれる次第である。

更に、實際に、本改修工事が行はれる際、普通一般の工事と最も趣を異にするは、施工建物の内部に、居住者の日々の營を包含しながら、工事を行ふ事であつて、施工者は居住者に危険を與へぬ様、その従事する仕事の妨害をなさざる様、足場を築く際に於ても細心の注意を拂ふ必要があり、僅かなる感情の齟齬より、思はぬ工事の支障を來す事がある。又本改修工事の性質上、居住者が萬金を投じ、丹誠を籠めたる建物や、庭園等を扱ふ事甚だ多く、僅かな不注意によつて、之を毀損しその價值を激減せしめる様な事があり、本工事従事者の特に心掛くべき點である。又狭い地域に數多くの工事を同時に行ふ事より、資材其の他の整理不充分な時は、大いなる混亂を生じ、工期の遅延を來たす一方、盜難その他の事故が頻發するれがあり、關係者は勿論、請負業者自らも大いに損害を蒙る事となる。尙、工事施工に連れて往々無認可の建物の存在する事があり、之等は當然撤去さるべき性質のものであるが、之等の假借なき撤去は居住者との間に微妙なる關係を生じ、之等の處置については、種々係員の頭を悩ます處である。殊に、時としては路地の奥に、地藏尊を安置するが如き事あり、事、宗教に關し、相當多人數の人々の信仰問題に觸れる事とて、慎重なる取り扱ひを必要とされる。

要するに、工事遂行に伴ひ、派生的なる種々の問題が繼起されるが、その都度、防火改修の嚴肅なる使命に鑑み、關係者の的確なる判斷力と滅私奉公の精神によつて諸々の難局は解決されなければならぬ。

(筆者は大阪市役所築建部防火改修課技術係長)

大阪市防火改修設計者 提要とその解説

小 泉 嘉 四 郎

防火改修設計の方法は在來の建築學の知らなかつた範圍であり、それは今日以後に開拓發展さるべき分野である。

現在防火改修事業を実施されてゐる各都市は夫々独自の設計方法を採られてゐることと思ふが此處に「大阪市防火改修設計者提要」を載せ、夫れに略解説を加へて參考に資する。

昭和17年10月改正

大阪市防火改修設計者提要

防火改修工事設計者注意事項

1. 大阪市防火改修工事設計者へ建築物法防空法並防火改修規則及ソレ等ノ關係法規並大阪市防

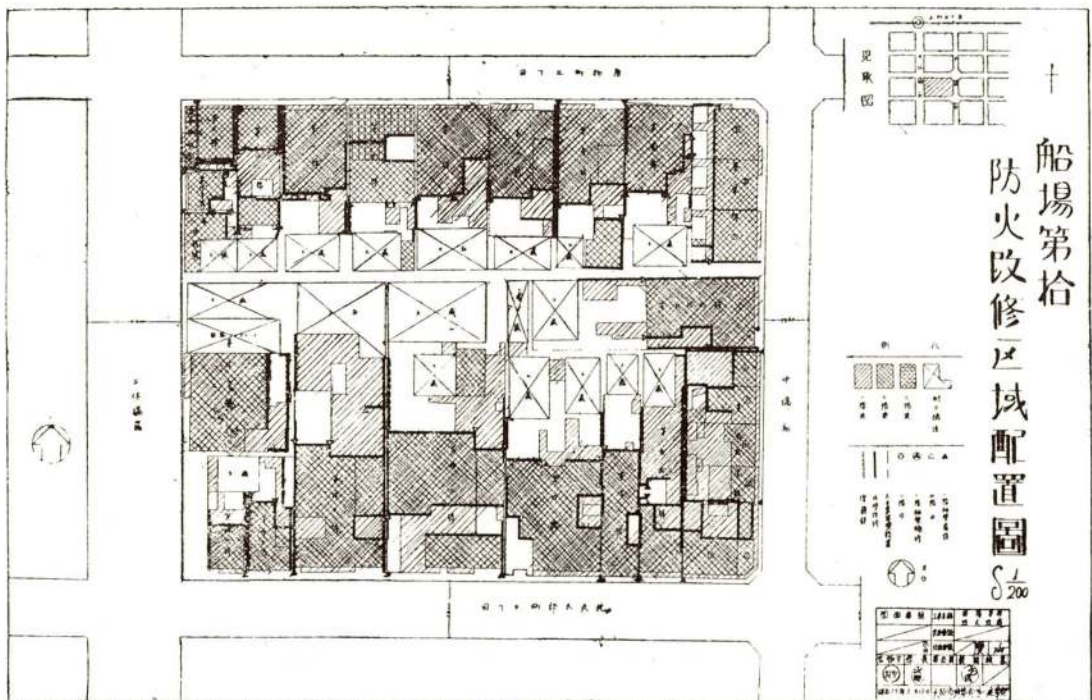
火改修補助規程同施行細則ヲ充分研究ノ上大阪市木造建物防火改修工事現況調査測量並設計圖書作製要領（昭和17月10月改正）ニ示サレタル方針ニ依リ調査測量並設計ヲナスモノトス

・種々の法規については夫々他の擔當者より説明がある筈である。調査測量並設計圖書作製要領は次項以下に於て詳述される。

2. 火災保險資料組合成立屆等設計ニ必要ナル資料ハ市ニ於テ提示ス

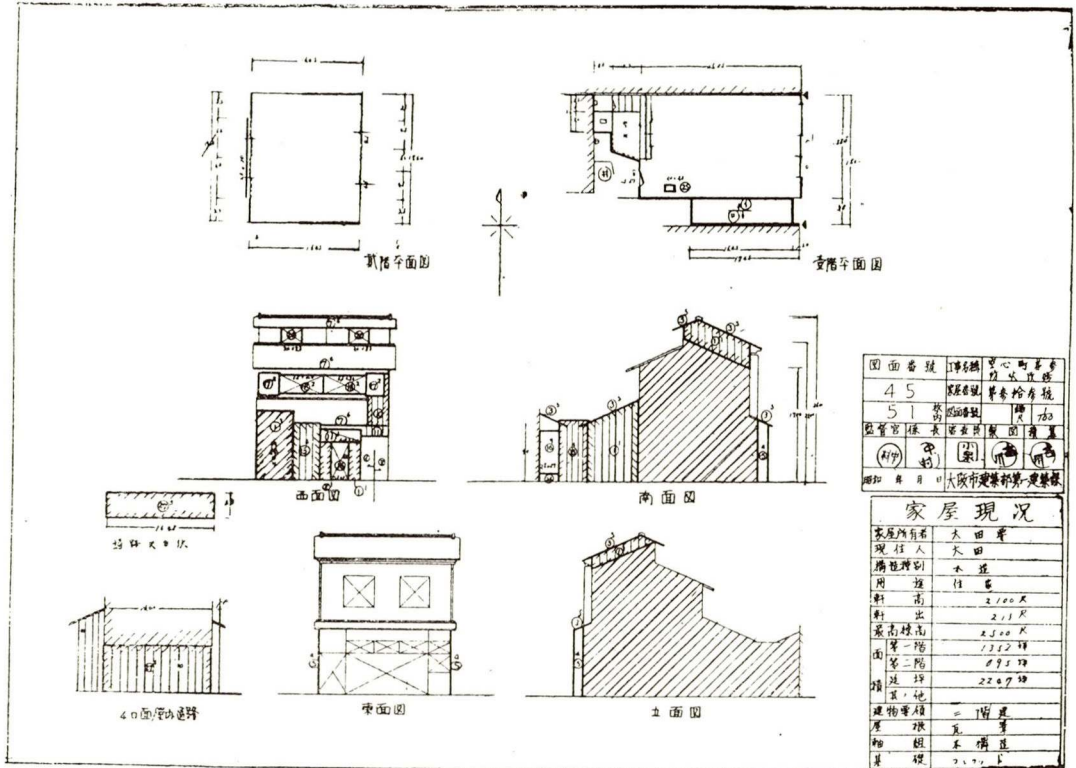
調査測量設計に先立つて火災保險資料防火改修組合成立屆等によつて當該改修區域の狀況の概念を得ておくのである。

3. 設計用紙ハ無縫圖引紙總テ鉛筆仕上トス（現況圖作製ニハHB、改修部分ニハ2B程度ヲ用フルコト）



第一圖 見取圖、配置圖

第二圖 家屋別設計圖



4. 設計圖（約千分ノ一見取圖、二百分ノ一配置圖、百分ノ一家屋別設計圖）ハ青寫眞一通提出市ノ審査ヲ求ムルコト

市ニ於テハ現場照合（出來得ル限リ設計者ノ立會ヲ求ム）ノ上審査ス

防火改修工事の設計圖としては通常見取圖、配置圖、家屋別設計圖を作製する。これ等については説明に代へて先ず夫々の實例を示すこととしよう
防火改修の設計は原則としては、防火改修規則其

他諸法規に則つて設計されるものであるが、具體問題として實際の家屋に當れば規則を其儘適用し得る場合寧ろ尠く、所謂臨機應變的に規則の應用を圖らねばならない場合が多い。此の點に設計技術の意義が存するのであり、また審査の必要も生ずるのである。

6. 設計者ヨリ提出セル原圖ニハ市ニテ防火改修課ノ印ヲ捺シ關係者之ニ捺印ス

・前掲の配置圖家屋別設計圖の右下縁に實際の捺印が見られる。最近改正された防火改修課の印は第三圖の如くである。

7. 家屋概要及明細書ハ市ニ於テ定メタル様式ニヨリ原稿ヲ提示スルモノトシ、圖面ト照合審査ノ上訂正個所アル時ハ訂正シ市係員捺印ノ上設計者ニ返却ス

家屋概要、工事明細書の様式は最近第四圖の如くに改正されることになった。

8. 設計者ハ市ノ審査ヲ經タル家屋概要及明細ヲ淨書シ五通作製ノ上原稿ト共ニ設計完了届ヲ添ヘテ提出スルモノトス

第三圖 防火改修課の印

防火改修工事				
家屋番 第 號	圖面番 縮 尺	枚ノ内		
監督官	技術係長	審査員	製 圖	積 算
昭和 年 月 日		大阪市建築部防火改修課		

第 四 圖 家屋概要、工事費明細書様式

No.		昭和 年 月 日	
家屋番号	家屋別工事費明細書	所有者 居住者	
用途	軒高	改修面積	
棟数	軒出	要改修面積	
戸数	第一階面積	水	東
基礎	第二階面積	平	西
軸組	其他面積	南	北
敷地面積	合計面積		
内 訳			
改修事項	部 位	材 質	単 位
①	①	①	①
②	②	②	②
③	③	③	③
④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤
⑥	⑥	⑥	⑥
⑦	⑦	⑦	⑦
⑧	⑧	⑧	⑧
⑨	⑨	⑨	⑨
⑩	⑩	⑩	⑩
⑪	⑪	⑪	⑪
⑫	⑫	⑫	⑫
⑬	⑬	⑬	⑬
⑭	⑭	⑭	⑭
⑮	⑮	⑮	⑮
⑯	⑯	⑯	⑯
⑰	⑰	⑰	⑰
⑱	⑱	⑱	⑱
⑲	⑲	⑲	⑲
⑳	㉑	㉑	㉑
㉒	㉓	㉓	㉓
㉔	㉕	㉕	㉕
㉖	㉗	㉗	㉗
㉘	㉙	㉙	㉙
㉚	㉛	㉛	㉛
㉜	㉝	㉝	㉝
㉞	㉟	㉟	㉟
㊱	㊲	㊲	㊲
㊳	㊴	㊴	㊴
㊵	㊶	㊶	㊶
㊷	㊸	㊸	㊸
㊹	㊺	㊺	㊺
㊻	㊼	㊼	㊼
㊽	㊾	㊾	㊾
㊿	㋀	㋀	㋀
㋁	㋂	㋂	㋂
㋃	㋄	㋄	㋄
㋅	㋆	㋆	㋆
㋇	㋈	㋈	㋈
㋉	㋊	㋊	㋊
㋋	㋌	㋌	㋌
㋍	㋎	㋎	㋎
㋏	㋐	㋐	㋐
㋑	㋒	㋒	㋒
㋓	㋔	㋔	㋔
㋕	㋖	㋖	㋖
㋗	㋘	㋘	㋘
㋙	㋚	㋚	㋚
㋛	㋜	㋜	㋜
㋝	㋞	㋞	㋞
㋟	㋠	㋠	㋠
㋡	㋢	㋢	㋢
㋣	㋤	㋤	㋤
㋥	㋦	㋦	㋦
㋧	㋨	㋨	㋨
㋩	㋪	㋪	㋪
㋫	㋬	㋬	㋬
㋭	㋮	㋮	㋮
㋯	㋰	㋰	㋰
㋱	㋲	㋲	㋲
㋳	㋴	㋴	㋴
㋵	㋶	㋶	㋶
㋷	㋸	㋸	㋸
㋹	㋺	㋺	㋺
㋻	㋼	㋼	㋼
㋽	㋾	㋾	㋾
㋿	㋿	㋿	㋿

No.		昭和 年 月 日	
改修事項	部 位	材 質	単 位
出入口	①	①	①
②	②	②	②
③	③	③	③
④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤
⑥	⑥	⑥	⑥
⑦	⑦	⑦	⑦
⑧	⑧	⑧	⑧
⑨	⑨	⑨	⑨
⑩	⑩	⑩	⑩
⑪	⑪	⑪	⑪
⑫	⑫	⑫	⑫
⑬	⑬	⑬	⑬
⑭	⑭	⑭	⑭
⑮	⑮	⑮	⑮
⑯	⑯	⑯	⑯
⑰	⑰	⑰	⑰
⑱	⑱	⑱	⑱
⑲	⑲	⑲	⑲
⑳	㉑	㉑	㉑
㉒	㉓	㉓	㉓
㉔	㉕	㉕	㉕
㉖	㉗	㉗	㉗
㉘	㉙	㉙	㉙
㉚	㉛	㉛	㉛
㉜	㉝	㉝	㉝
㉞	㉟	㉟	㉟
㊱	㊲	㊲	㊲
㊳	㊴	㊴	㊴
㊵	㊶	㊶	㊶
㊷	㊸	㊸	㊸
㊹	㊺	㊺	㊺
㊻	㊼	㊼	㊼
㊽	㊾	㊾	㊾
㊿	㋀	㋀	㋀
㋁	㋂	㋂	㋂
㋃	㋄	㋄	㋄
㋅	㋆	㋆	㋆
㋇	㋈	㋈	㋈
㋉	㋊	㋊	㋊
㋋	㋌	㋌	㋌
㋍	㋎	㋎	㋎
㋏	㋐	㋐	㋐
㋑	㋒	㋒	㋒
㋓	㋔	㋔	㋔
㋕	㋖	㋖	㋖
㋗	㋘	㋘	㋘
㋙	㋚	㋚	㋚
㋛	㋜	㋜	㋜
㋝	㋞	㋞	㋞
㋟	㋠	㋠	㋠
㋡	㋢	㋢	㋢
㋣	㋤	㋤	㋤
㋥	㋦	㋦	㋦
㋧	㋨	㋨	㋨
㋩	㋪	㋪	㋪
㋫	㋬	㋬	㋬
㋭	㋮	㋮	㋮
㋯	㋰	㋰	㋰
㋱	㋲	㋲	㋲
㋳	㋴	㋴	㋴
㋵	㋶	㋶	㋶
㋷	㋸	㋸	㋸
㋹	㋺	㋺	㋺
㋻	㋼	㋼	㋼
㋽	㋾	㋾	㋾
㋿	㋿	㋿	㋿

大阪市木造建物防火改修工事調査測量 並設計圖書作製要領（昭和17年10月改正）

現況調査並測量要領

- ・防火改修設計は各家屋の現況に基き、家屋現況圖の上に直接に設計記入を爲すので先ず家屋現況の調査測量をしてかゝることが必要なのである。

一般事項

1. 火保資料＝ヨリ豫メ當該改修區域ノ概念ヲ得テ置クコト
2. 組合成立届参照ノ上町會長住所氏名、組合長住所氏名、幹事住所氏名各家屋所有者住所氏名及居住者ノ氏名ヲ調査スルコト
3. 設計測量ノ進捗ヲ圖リ圓滿ナル遂行ヲ圖ル目的ヲ以テ調査着手＝先立チ町會長（場合＝ヨリテハ省略）組合長ヲ訪問面談ノ上調査着手期日並ニ順序方法等＝ツキ打合セ諒解ヲ得ルト共ニ各種便宜ノ取計方（晝食場所休憩所

小荷物等ノ置場トシテ適當ナル場所ノ提供）ヲ依頼スルコト

4. 各建物居住者＝對シテハ叮嚀ヲ旨トシ組合長同道ノ上調査着手ノ挨拶ト屋内調査等ノ諒解ヲ得ルコト
5. （組合長ヲ通ジテ）所有者建物＝關シ現狀變更ノ意圖ナキヤヲ確メ現狀變更ノ意圖アル場合ハ本市ト打合セヲナスコト

現場調査測量

1. 家屋割＝從ヒ家屋番號ノ假番ヲ順序ヨク附ス
 - ・火保資料に據れば便である。
2. 各家屋毎ニ次ノ項目ヲ調査測定スルコト
 - イ、一階及二階（三階屋階）ノ外周
 - ロ、隣接建物間ノ距離
 - ハ、道路巾
 - ニ、建築線敷地境界線
 - ホ、在來仕上狀況

- へ、壁面積算出＝要アル各部ノ高サト、蟻羽、軒、庇等ノ出巾寸法チ、窓、出入口其他開孔部ノ大サ寸法リ、工事施工上障害トナル懼アルモノ、有無
- ・例へば假設工作物とか植込など
- ヌ、無願又ハ無届建築物ノ疑アルモノ、調査ル、其他特ニ必要ナルモノ
- ・前の諸項目に漏れてゐるものでも改修工事に關係あるものは調査の要がある。例へば物干臺とか非常階段など。
3. 鐵筋コンクリート建物、市街地建築物法施行規則ノ定ムル乙種防火地區ニ關スル規定又ハ防空建築規則（17.3.27改正）ニヨリ建築セラレタル木造建物ハソノ大サ（平面、立面共）ノ概略ノミノ調査ニテ可
 4. 床面積六百平方メートル軒高五米ヲ超過スルモノアル時ハソノ由ヲ直ニ本市ニ届出テ建物調査ハ本市ノ指示ヲ待ツテ行フコト
 - ・床面積600平方メートル軒高5米を超過するものは大規模木造建物防火改修規則に據り特別の取扱を受けるからである。
 5. 現況調査ノ原稿記録等ハ必ず整理ノ上保存スルコト

設計圖作製要領

1 一般事項

1. 配置圖（附近見取圖ヲ含ム）家屋別設計圖（平面圖、立面圖、特殊部分詳細圖）並ニ家屋番號所有者居住者一覽表圖ヲ作製スルコト
 - ・稀に特殊部分の詳細圖を描く要が生じることがあるが、通常これは要らない。
 - 一覽表圖は設計圖綴の初頁に綴つて圖面目次と爲すためのものである。
2. 家屋別設計圖面ノ大サハ全紙ノ四分ノ一程度（縦四十糎、横五五糎）トシ輪廓ハ單線ニテ紙縁ヨリ、天地、右各二糎、左四糎ノ間隔トシ、右下隅ニ縦七糎横十糎ノ矩形ノ餘白ヲ設クルコト
 - ・右下隅の餘白は防火改修課の印を捺すためのものである。
3. 單位ハ「坪」「尺」ヲ主トスルコト
4. 改修工事ヲ行フヘキ部分ハ防火改修規則ニ規定セラル、所ナルモ工事施工上必要アリト

認ムル場合ハ本市ノ指示ヲ受ケンノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ルモノトス

- ・實例を示せば、規則上では隣地境界線（又は道路中心線）から水平距離3メートル未満（高4メートル以上は5メートル未満）が改修の範圍となるのであるが、壁面軒裏等の改修の實際に當つては嚴格に3メートルの位置に限界線を設けることは妥當な施工と考へられない場合が多い。この様な場合は適當な見切りに納め得られるまで適宜改修範圍を延長せしめることにしてゐる。
5. 左ノ各號ニ該當スルモノニシテ防火上支障ナシト認メラル、場合ハ本市ノ指示ヲ受ケ改修セサルコトヲ得ルモノトス
 - イ、既存ノ鐵鋼モルタル塗仕上、漆喰ノ類
 - ロ、石綿板又ハ金屬板ヲ以テ被覆セラレタルモノ
 - ハ、隣地建物耐火構造又ハ土藏等ニシテ抗火力充分ト見做サル、時之ニ面スル建物ノ部分
 - ・鐵網モルタル塗仕上、漆喰の類のものは厚さ2糎以上のものは當然改修を要しないが、2糎未満のものであつても場合によつては免除されることがある。
 6. 保安上必要アリト認メラレル場合本市ノ指示ヲ受ケ現狀ヲ多少變更スルコトヲ得ルモノトス
 - ・この最も多い例の一つを挙げれば、各戸毎に裏露地への避難用出入口防火戸を開設せしめる方針で現況にこの施設なきものは新設せしめることにしてゐる。
 7. 改修方法ハ本市ニ於テ提示スル基準圖ニヨルモノトス
 - ・防火改修構造基準は目下市防火改修課に於て新しく研究改正中である。別頁に掲載の基準圖の中壁、蟻羽、軒裏、庇、袖壁、出入口の諸項目は新基準圖を整へ得たが其他は舊い標準圖を流用するの止むを得なかつた。従つてそれ等の圖面や改修番號に未だ充分な統一が採り得られてゐないのは遺憾である。

2 見取圖

- ・見取圖の調製には火保資料を参照すれば便である
1. 縮尺千分ノ一程度トス
 2. 本圖ハ次項配置圖中適當ノ場所ニ記入スル

コト

3. 方位記入
4. 町名、町境、電車軌道停留所名、重要施設物、其他目標トナルモノ等記入ナシ施工區廓ハ斜線又ハ塗潰シノ方法ニヨリ明示シ置クコト

3 配置圖

1. 縮尺二百分ノ一（已ムヲ得サルトキハ三分ノ一トナスモ可）
2. 方位記入
3. 各家屋ノ決定番號ヲ順序ヨク記入（一家屋ガ數戸ニ分割サレ又ハ數棟ヨリ成ル場合ハイロ、ハ等記入ニヨリ區分ス）
4. 道路巾ノ記入
5. 各建物ノ間隔ノ記入
6. 建築線書入
7. 各家屋毎ニ一階部分ハ一方向ノ斜線（)ヲ二階部分ハ二方向ノ斜線（)ヲ三階以上ノ部分ハ三方向線（)ヲ記入ノコト
8. 鐵筋コンクリート建物、乙種防火地區ニ關スル規定ニヨル建物、防空建築規則ニヨル建物、土藏ハ夫々「鐵筋」「乙建」「防建」「土藏」等ト記入ノコト
9. 大規模防火改修ヲ行フモノ又ハ組合ニ加名セシテ單獨改修工事ヲ行フモノアル時ハ各々「大規模」「獨改」ト記入スルコト
10. 空地其ノ他改修ヲ免カル、條件トナルベキモノ、存在ハソノ旨明記ノコト
・改修免除の條件となるべきものゝ實例としては空地の他に河川縁地池沼等が挙げられる。
11. 各家屋毎ニ改修工事施工箇所ヲ左ノ凡例ニヨリ記入ノコト
凡例  改修線
 新設塀
 新設袖壁
 出入口防火戸
・凡例記入の要領は前掲第一圖配置圖について参照され度し。

4 家屋別設計圖

- ・防火改修施工の構造法は基準圖に規定されてゐるところであり家屋別設計圖に於ては最早構造法式

即ち施工の「質」は表現される要はなくたゞ施工の「量」のみが表はされれば足りるのである。
すべて防火改修設計圖は「量」を表はすために、必要にして充分なる線のみ、出来るだけ簡潔にと云ふ方針を採つてゐる。

I 平面圖

- ・防火改修設計に要する平面圖は建物の周圍部のみしかも單線仕上程度のもので宜い。

1. 縮尺百分ノ一トス
2. 方位記入
3. 各棟毎外廓寸法記入
4. 一階平面ニ隣接家屋ノ概況（隣接家屋番號間隔）建築線（前面道路幅員6米未満ノ場合ハ其ノ幅員記入）其他工事ニ關係アル各種周圍狀況記入ノコト
5. 道路中心線又ハ敷地境界線ヨリ一階平面ニハ三米二階平面ニハ五米ノ線ヲ鎖線ニテ記入スルコト
6. 天窓及ソノ大サ寸法ノ記入
・建築圖面では天窓は屋根伏圖に描くのが通例であるが、防火改修設計に於ては便宜上平面圖に天窓を記入することにしてゐる。
7. 改修施工部分ヲ太線ニテ改修不要部分ト一目瞭然判別シ得ル様記入ノコト
8. 前項ニヨリ記入シタル改修施工箇所ニハ本市ニ於テ定ムル改修要項番號、改修形態番號、改修材料番號ニヨリソノ種目、形態、材料、施工法ヲ明示スルコト
・現在大阪市に於て使用してゐる改修要項番號を更に整理統一して最近次の如くに改正されることになる。

要項番號		形態番號	
壁	①		
蟻羽	②	{	軒出型 10
			江戸切型 20
軒裏	③	{	勾配型 10
			箱型 20
			出桁型 30
庇	④		
袖壁	⑤	{	一階表 10
			一階裏 20
			二階以上 30
			通袖壁 40

エブリ	⑥		
取合壁	⑦		
取合屋根	⑧		
一階床下隔壁	⑨		
二階床下隔壁	⑩		
小屋隔壁	⑪		
出入口	⑫	引	10
		開	20
窓	⑬	引	10
		開	20
		突き上ゲ	30
		上ゲ下ゲ	40
戸袋	⑭		
天窓	⑮		
汲取口	⑯		
塀新設	⑰	両面	10
		片面	20
塀繼足	⑱		
其他	⑲		
瓦斯工事	⑳		
電気工事	㉑		
電話工事	㉒		

尙

材料番號

ラス	1
木毛セメント板	2
セメント貼瓦	3
木摺ラス	4
鐵板	5
耐火木材	6
ワイヤーガラス	7
耐火塗料	8

(これら改修要項番號、形態番號、材料番號は夫々防火改修工事獨特の施工方法上約束的に制定されたものであるが、その個々についての説明は餘りに繁雜に渉るため此處には略す)

以上三種の制定番號を適宜に組合せることによつてあらゆる改修要領を任意に示し得られることになる。例へば、②²¹は蟻羽を江戸切型にラス下地モルタル塗に仕上げることを示し、⑤¹²は1階表の袖壁を木毛セメント板下地モルタル塗仕上に改修すべきを示し、⑭⁶は戸袋を耐火木材のものに改修すべきを示すと云つた如くである。

9. 改修要項番號ニ含マレザル特殊施工箇所ニ

ハ適宜簡文ニテ記示スルコト

・固有の要項番號に該當しないやうな特殊は改修施工に對しては(例へば、雨樋取外復舊とか、足代工事とか等)新らしく「其他⑲」と云ふ番號が設けられることになつたから、凡て⑲の番號を頭記して施工内容を簡文で要領よく記入すればよい。

10. 其ノ他設計トシテ當然記入スベキ事項

II 立面圖

・建築立面圖として量を示すに必要にして充分なる線は **イ**、面と面と交つて成す稜線と **ロ**、異種物質間の限界線との二種類の線だけであるだらう防火改修設計に於ける立面圖は、量を表すと云ふ目的にとつて意味のない線を出来るだけ省いた簡潔なものが希望しいのである。

1. 縮尺百分ノートス

2. 各部高記入

・特に壁面積量算出のために必要なる各部高さ寸法は記入されてゐなければならぬ。

3. 蟻羽出、軒出ノ寸法記入

4. 窓、出入口其他開孔部ノ大サ寸法記入

5. 各部ノ在來狀況及仕上記入

・例へば「板張り」とか「タイル貼り」「鐵板葺」等簡略に。

6. 隣接家屋ノ狀況間隔ヲ明示ノコト

7. 前項(平面圖ノ項)第7條第8條第9條ニ同ジ

8. 小屋仕切ハ現況面積概略圖ヲ作成シ寸法記入シ置クコト

・防火改修規則第七條に指定されてある小屋裏防火仕切⑪の施工をなすべき場合は、平面圖上の位置に改修太點線を引くと共に、別にその現況面積概略立面圖を作成し面積算出のための寸法を記入し要項番號⑪に適宜施工番號を書き加へる。

9. 内面改修ハソノ旨明記ノコト

・防火改修工事は建物の外周に施工すべきを原則とするものであるが、建物周囲の狀況間隔によつては内面より改修するの止むを得ざる場合がある。この時は「内面改修」の旨とその施工範圍を明示しておく。

10. 取合壁、取合屋根ヲ設クルトキ又袖壁、塀ヲ敷地境界線上ニ設クルトキハ夫等ノ關係家屋番號ヲ明示スルコト

・改修を要すべき壁面が隣接家屋の壁面に餘りに近

接し過ぎてゐて（概ね一尺五寸未満）改修施工し
難き場合兩家屋間の間隙を覆つて取合壁⑦取合屋
根⑧と云ふ改修方法を採る。

また敷地境界線上に袖壁塀を設けてそれを兩家屋
で共用せしめる場合もある。

これらの場合は當然その工事費を關係家屋で分割
負擔することになるのであるからそれらの家屋番

號を設計圖面上にも明記してをく必要があるので
ある。

11. 其他設計トシテ當然記入スベキ事項

III 特殊部分詳細圖

・防火改修設計に於いて詳細圖まで要することは極
めて稀である。それは

No.	改修要項	種類	数量	單位	價目	小計	備考
1	窓 移	①	1	所			
2	出入口防火戸	②	1	所			200×600
3	防火戸袋	③	1	所			150×260
4	窓 防火戸	④	1	所			150×260
5	窓 防火戸	⑤	1	所			150×260
6	窓 防火戸	⑥	1	所			150×260
7	窓 防火戸	⑦	1	所			150×260
8	窓 防火戸	⑧	1	所			150×260
9	窓 防火戸	⑨	1	所			150×260
10	窓 防火戸	⑩	1	所			150×260
11	窓 防火戸	⑪	1	所			150×260
12	窓 防火戸	⑫	1	所			150×260
13	窓 防火戸	⑬	1	所			150×260
14	窓 防火戸	⑭	1	所			150×260
15	窓 防火戸	⑮	1	所			150×260
16	窓 防火戸	⑯	1	所			150×260
17	窓 防火戸	⑰	1	所			150×260
18	窓 防火戸	⑱	1	所			150×260
19	窓 防火戸	⑲	1	所			150×260
20	窓 防火戸	⑳	1	所			150×260
21	窓 防火戸	㉑	1	所			150×260
22	窓 防火戸	㉒	1	所			150×260
23	窓 防火戸	㉓	1	所			150×260
24	窓 防火戸	㉔	1	所			150×260
25	窓 防火戸	㉕	1	所			150×260
26	窓 防火戸	㉖	1	所			150×260
27	窓 防火戸	㉗	1	所			150×260
28	窓 防火戸	㉘	1	所			150×260
29	窓 防火戸	㉙	1	所			150×260
30	窓 防火戸	㉚	1	所			150×260
31	窓 防火戸	㉛	1	所			150×260
32	窓 防火戸	㉜	1	所			150×260
33	窓 防火戸	㉝	1	所			150×260
34	窓 防火戸	㉞	1	所			150×260
35	窓 防火戸	㉟	1	所			150×260
36	窓 防火戸	㊱	1	所			150×260
37	窓 防火戸	㊲	1	所			150×260
38	窓 防火戸	㊳	1	所			150×260
39	窓 防火戸	㊴	1	所			150×260
40	窓 防火戸	㊵	1	所			150×260
41	窓 防火戸	㊶	1	所			150×260
42	窓 防火戸	㊷	1	所			150×260
43	窓 防火戸	㊸	1	所			150×260
44	窓 防火戸	㊹	1	所			150×260
45	窓 防火戸	㊺	1	所			150×260
46	窓 防火戸	㊻	1	所			150×260
47	窓 防火戸	㊼	1	所			150×260
48	窓 防火戸	㊽	1	所			150×260
49	窓 防火戸	㊾	1	所			150×260
50	窓 防火戸	㊿	1	所			150×260
51	窓 防火戸	①	1	所			150×260
52	窓 防火戸	②	1	所			150×260
53	窓 防火戸	③	1	所			150×260
54	窓 防火戸	④	1	所			150×260
55	窓 防火戸	⑤	1	所			150×260
56	窓 防火戸	⑥	1	所			150×260
57	窓 防火戸	⑦	1	所			150×260
58	窓 防火戸	⑧	1	所			150×260
59	窓 防火戸	⑨	1	所			150×260
60	窓 防火戸	⑩	1	所			150×260
61	窓 防火戸	⑪	1	所			150×260
62	窓 防火戸	⑫	1	所			150×260
63	窓 防火戸	⑬	1	所			150×260
64	窓 防火戸	⑭	1	所			150×260
65	窓 防火戸	⑮	1	所			150×260
66	窓 防火戸	⑯	1	所			150×260
67	窓 防火戸	⑰	1	所			150×260
68	窓 防火戸	⑱	1	所			150×260
69	窓 防火戸	⑲	1	所			150×260
70	窓 防火戸	⑳	1	所			150×260
71	窓 防火戸	㉑	1	所			150×260
72	窓 防火戸	㉒	1	所			150×260
73	窓 防火戸	㉓	1	所			150×260
74	窓 防火戸	㉔	1	所			150×260
75	窓 防火戸	㉕	1	所			150×260
76	窓 防火戸	㉖	1	所			150×260
77	窓 防火戸	㉗	1	所			150×260
78	窓 防火戸	㉘	1	所			150×260
79	窓 防火戸	㉙	1	所			150×260
80	窓 防火戸	㉚	1	所			150×260
81	窓 防火戸	㉛	1	所			150×260
82	窓 防火戸	㉜	1	所			150×260
83	窓 防火戸	㉝	1	所			150×260
84	窓 防火戸	㉞	1	所			150×260
85	窓 防火戸	㉟	1	所			150×260
86	窓 防火戸	㊱	1	所			150×260
87	窓 防火戸	㊲	1	所			150×260
88	窓 防火戸	㊳	1	所			150×260
89	窓 防火戸	㊴	1	所			150×260
90	窓 防火戸	㊵	1	所			150×260
91	窓 防火戸	㊶	1	所			150×260
92	窓 防火戸	㊷	1	所			150×260
93	窓 防火戸	㊸	1	所			150×260
94	窓 防火戸	㊹	1	所			150×260
95	窓 防火戸	㊺	1	所			150×260
96	窓 防火戸	㊻	1	所			150×260
97	窓 防火戸	㊼	1	所			150×260
98	窓 防火戸	㊽	1	所			150×260
99	窓 防火戸	㊾	1	所			150×260
100	窓 防火戸	㊿	1	所			150×260

No.21 (山手林カ茂街)									
家屋別工事費明細書		家屋		延平		延平		延平	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	
用途		用途		用途		用途		用途	

1. 工事施工上特ニ必要ト考ヘラレル部分
 2. 本市ノ指示スル改修基準ニ據リ難キ部分
 3. 本市ニ於テ特ニ指示セル部分
- について要求されることがあるのみである。

明細書作製要領

- ・工事費明細書の実際の記載例は第五圖の如くである。
1. 工事費明細書ハ家屋番號別及家屋所有者別ニ作製スルコト
 - ・例へば長屋の如きに於て1棟の家屋が2人以上の所有者に別たれてゐる場合は各所有者毎に明細書を作製する。
 2. 明細書初欄ノ家屋概要ノ諸項目ニ就テハ各調査ノ上記載スルコト
 - ・棟高、軒高、軒出等の欄には當該家屋中にて寸法最大なるものを記入すること。
 3. 蟬羽、軒裏、庇ノ項ニテハソノ出巾寸法ヲ摘要欄ニ記入スルコト
 4. 窓出入口天窓ノ項ニテハソノ大サヲ摘要欄ニ記入
 - 尙雨戸防火障子ノ場合ハソノ枚數ヲモ記入スルコト
 5. 塋塀新設同繼足ノ項ニテハソノ高サヲ摘要欄ニ記入
 6. 内面改修ノ場合ハソノ旨摘要欄ニテ明記シ置クコト
 7. 塋袖壁又ハ取合壁取合屋根等ニシテ他ノ家屋トモ關係アル工事ハ摘要欄ニソノ工費ノ分擔方法ヲ明記シ置クコト
 - ・例へば「第00號家屋ト工費折半」「第A號第B號家屋ト工費3等分」等の如く。
 8. 固有要項ニ含マレザル特殊工事ハ其他欄ニテ計上スルコト
 - ・例へば手摺格子等の撤去又は取付とか目隠し塋の改修、假設工作物の移轉等の特殊工事費は凡て其他㊟欄で計上する。
 9. 其他改修工事ニ必要ナル事項ハ摘要欄ニ記入ノコト

附 防火改修關係法規一覽

1. 防空法

1. 防空法施行令
1. 防空建築規則
1. 防火改修規則
1. 大阪府防火改修施行細則
1. 大阪市木造建物防火改修工事補助規程
1. 同施行細則

附 測量並設計請負契約書様式

第 大 阪 市 長 坂 間 棟 治 殿 號	昭 和 年 月 日	住 所 被 委 囑 者	五 錢 收 入 印 紙 ㊟	測量並設計請負契約書
			完了期限 昭和 年 月 日限	木造建物防火改修工事測量並設計請負
前記測量並設計請負ハシメラレ候ニ付左記契約條項遵守ノ上別紙防火改修設計者提要ニ指示ノ通測量並設計可致候仍テ契約書差出候也				

契 約 條 項

- 右請負ノ測量並設計委囑ニ關シ大阪市長ヲ甲トシ被委囑者ヲ乙トシ契約スル條項左ノ如シ
1. 乙ハ測量並設計ニ際シ別紙防火改修設計者提要ニ從フモノニシテ設計圖面並附屬書類ハ必ズ契約期限内ニ提出スヘシ
 - 但シ天災事變其ノ他正當ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトアルヘシ
 2. 報酬金ハ大阪府並本市ニ於テ積算シタル工事費ノ百分ノ三トス
 3. 報酬金支拂ハ第一條第一項ノ書類提出ノ上本市ノ

承認後乙ノ請求ニ依リ支拂フモノトス

- 4、乙本契約ニ違背シタルトキハ甲ハ報酬金ノ一部若クハ全部支拂ヲ停止シ之ニ依リ生シタル損害ハ乙ヲシテ負擔セシムルモノトス
- 5、乙ハ本設計並契約内容ヲ他ニ漏洩スヘカラス
- 6、左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本契約解除スルコトヲ得
 - (1) 己ムヲ得サル事由ニヨリ乙ヨリ契約解除ヲ申出テ甲之ヲ承認シタルトキ
 - (2) 乙ガ本契約ニ違背シタルトキ
 - (3) 甲ニ於テ契約解除ノ必要ヲ認メタルトキ前項ノ場合ニ於ケル報酬金ハ甲ノ定ムル所ニヨル
- 7、提出圖面及關係書類審査ノ結果更生ノ要アルトキ乙ハ甲ノ指示ニ從ヒ速ニ更正ナスモノトス
- 8、甲ヨリ提示セル組合結成届、火保資料、防火改修設計者提要ハ設計完了ト同時ニ乙ヨリ甲ニ返還ナスモノトス
- 9、乙ハ測量並設計ニ際シテハ本市係員ノ指示ニ從フ

ハ勿論疑義アルトキハ充分打合せ違漏ナキヲ期スルモノトス

- 10、測量並設計書作製其ノ他乙ノ義務ニ屬スル行爲ニ要スル一切ノ費用ハ乙ノ負擔トス
- 11、乙ハ測量並ニ現場調査ニ際シテハ組員並ニ居住者ニ對シ懇切叮嚀ニナスベシ乙ノ不注意ニヨリ紛争ヲ生ジタル場合ハ乙ソノ責ヲ負フベシ
- 12、本契約書ニ疑義ヲ生ジタル場合又ハ之ニ依リ難キ場合ニ付テハ本市契約規程ニヨルモノトス

以上で大阪市防火改修設計者提要とその解説とを終るが、防火改修設計法なるものは將來に於て更に合理的な方法へと發展的改正を期せらるべきものであり、この意味に於て廣く斯界の技術者より御批判御教示を仰ぐことを得ば幸甚と考へるのである。

(筆者は大阪市技師建築部防火改修課)

大 阪 市

防 火 改 修 基 準 圖

防火改修事業創始以來約三ヶ年間の経験により、現在大阪市では斯の様な基準圖を採用するまでに到達してゐる。この基準圖の、更に一層合理的な方法への考究、改正が將來に於て期せらるべきは論を俟たない處である。現在大阪市は新しく基準圖の改正に着手中であり、本圖集にも、壁、蟻羽、軒裏、庇、袖壁、出入口の項目だけは新基準を整へ得たが、それ以外の諸項は省略か又は舊基準圖を流用するの止むを得なかつた。本圖集に未だ不統不整の點の見られるのはこのためである。

尙基準圖はその名の如く施工方法の基準を示すものであつて、如何なる現場に於ても常に基準圖通りの施工が可能であるとは限らない。實際の施工に當つてはその大綱は基準圖に據るも、細部に涉つては現場々々に應じての適宜な改變が講じられなければならないのである。

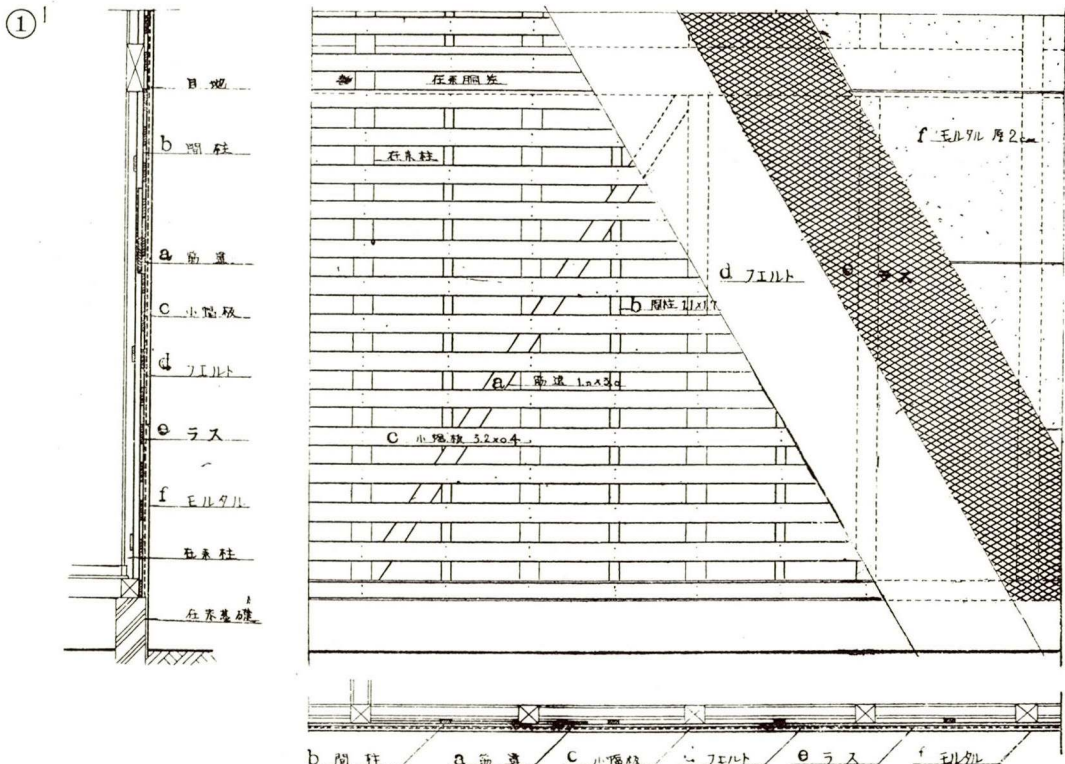
壁

壁面改修なる項目は量的に見ても防火改修工事の中の大部を占めるものであり、また全ての施工法の基本を爲してゐるものである。

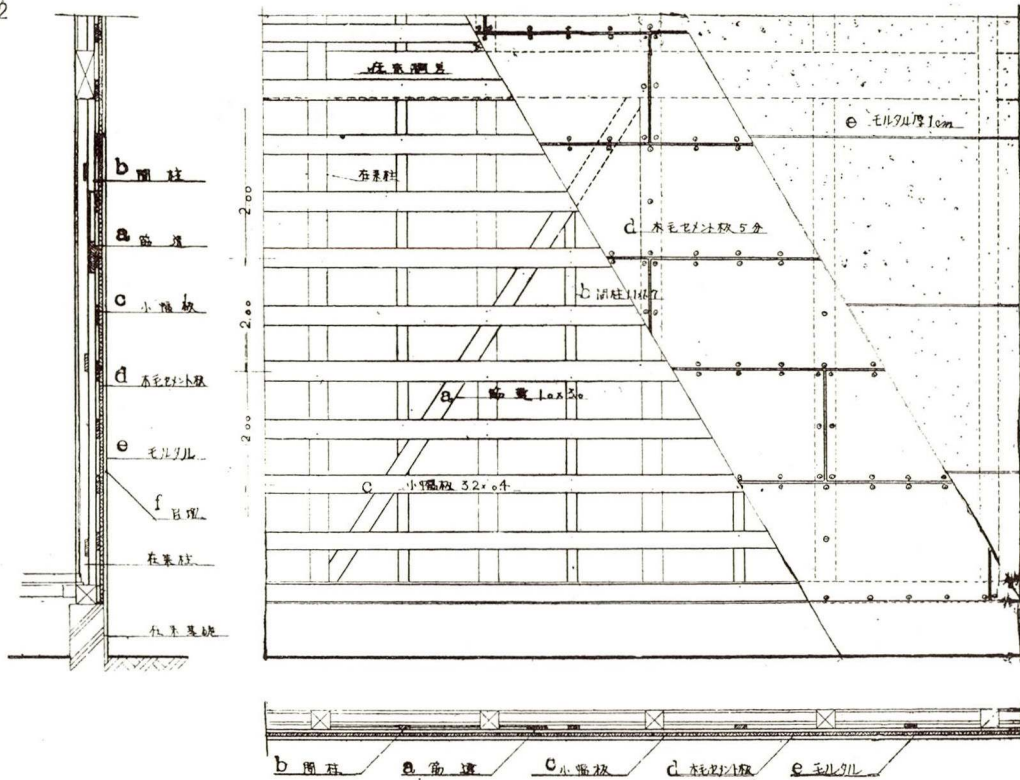
圖の如き杉二等品並材の下地の上に

フェルト	ラス張	① ¹
木毛セメント板張		① ²
セメント貼瓦張		① ³

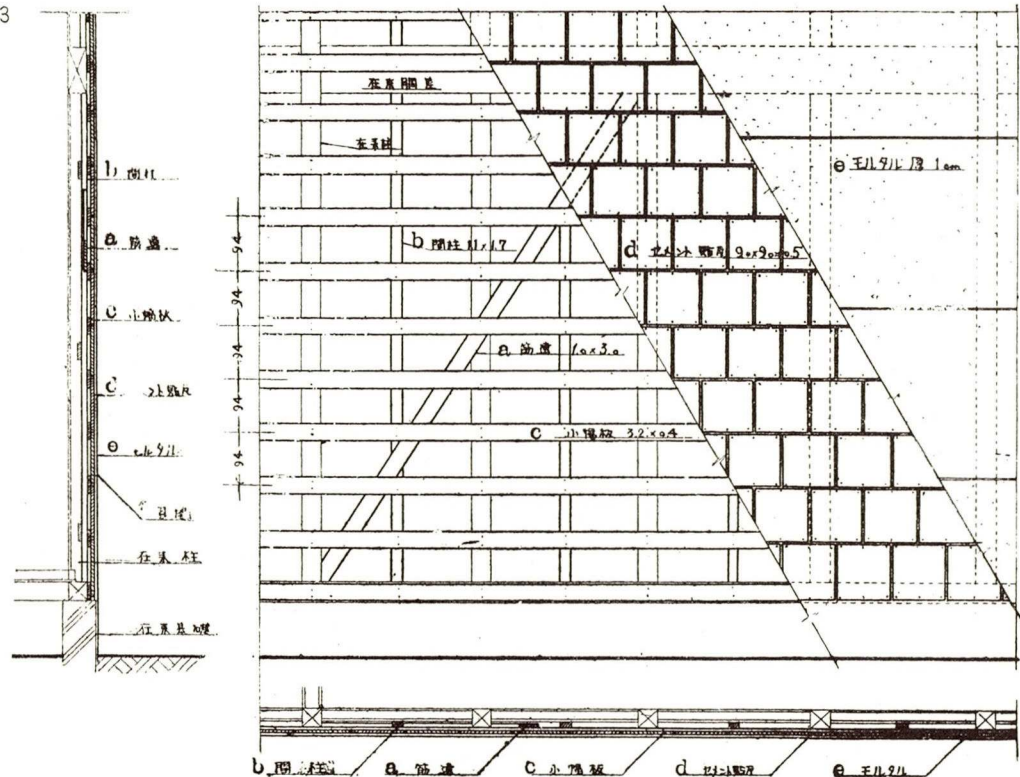
の工法が最も多く用ひられる。この上にモルタルを塗り（①¹の場合は厚さ2cm以上、①²①³の場合は厚さ1cm以上）通常刷毛引き仕上げとするのである。尙資材の關係で漆喰塗工法が採られることもある。



①²



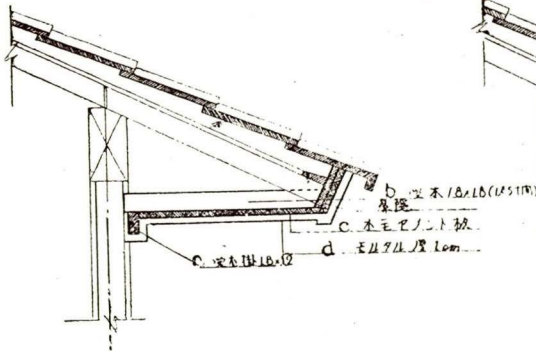
①³



軒裏

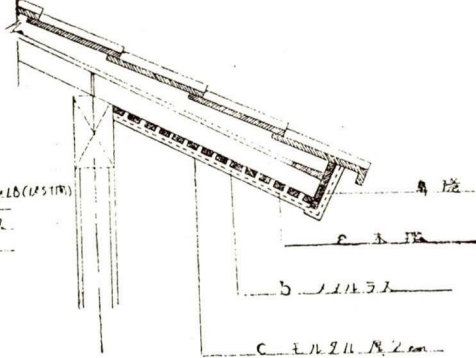
現況により、施工上軒樋其他の一時取外を要する場合もあり、又極先の切り縮めを要する場合も生ずる。
軒裏の形態から i 勾配型③¹⁰ ii 箱型③²⁰ iii 出桁型③³⁰の三種に分つ。

③²²



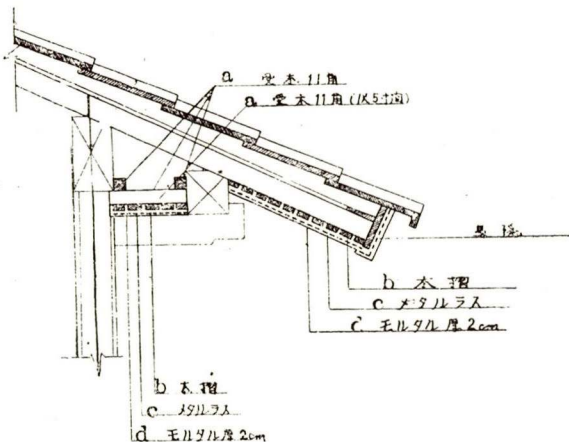
- ③²² 箱型木毛セメント板張工法
受木掛、杉二等品並材 1寸8分×1寸2分
各木當り大釘打ち
木毛セメント板継手は受木真に来ること
モルタル塗厚 1cm

③¹⁴



- ③¹⁴ 勾配型木摺打ラス張工法
木摺明き約 2分
モルタル塗厚 2cm

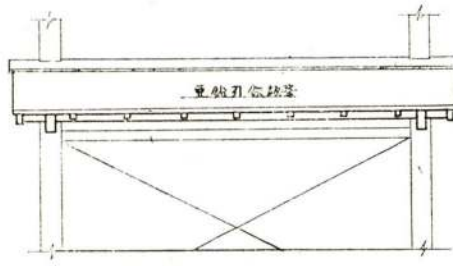
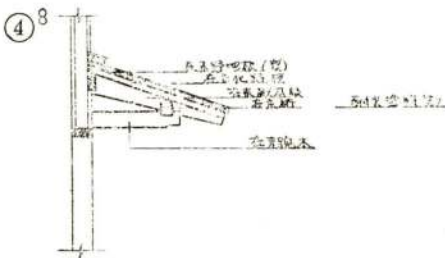
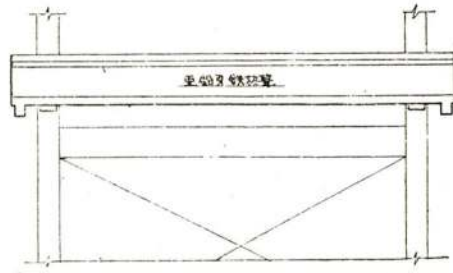
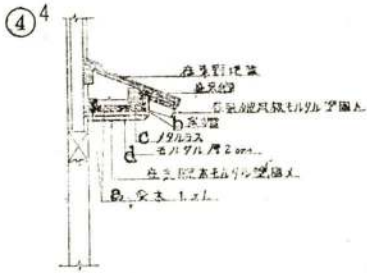
③³⁴



- ③³⁴ 出桁型木摺打ラス張工法
出桁の部分は大材 (3.5寸角以上) と見
做されるから通常露出のままで差支へな
い。
若し小材であれば耐火塗料を塗るか何か
の防火施工を講じる必要がある。

軒裏施工による重量の増加のため、在来極の支持力弱い場合は施工後軒垂れを起すことがある。このやうな懼れのある場合は先づ補強の方法を講じてかゝらねばならぬ。

庇



耐火塗料塗布に先立つて下地面をよく清掃して置かねばならぬ。使用塗料は内務省告示第78號に合格したものと定められてゐる。

袖 壁

袖壁はその所在位置により形態を異にし、

- | | |
|--------|-----|
| 一階表袖壁 | ⑤10 |
| 一階裏袖壁 | ⑤20 |
| 二階以上袖壁 | ⑤30 |
| 通し袖壁 | ⑤40 |

の四種別がある。次頁の基準圖はこの中フェルト・ラス張工法のみのもを示してゐる。

⑤11 一階表ラス張工法

一階表の袖壁の形は、その高さ2.5m (8尺25) 以下の部分は建築線より1.00尺後退、高さ2.5mの點より3寸勾配で軒先の線まで突出する。軒先より垂直下りは袖壁の防火的使命から少くも8寸以上は要求せられる。

⑤21 一階裏ラス張工法

建物裏側に位置する袖壁は軒先から真直に下りてよい。

⑤31 二階以上袖壁

袖壁下端と下階屋根面との間が隙いてゐるのは防火的には多少不利であるが、水氣を吸上げることを防ぐために必要とせられるものである。

⑤41 通 袖 壁

地盤面から二階以上の屋根まで一體に通つた袖壁である。圖示の如くに胴繫ぎを入れること。

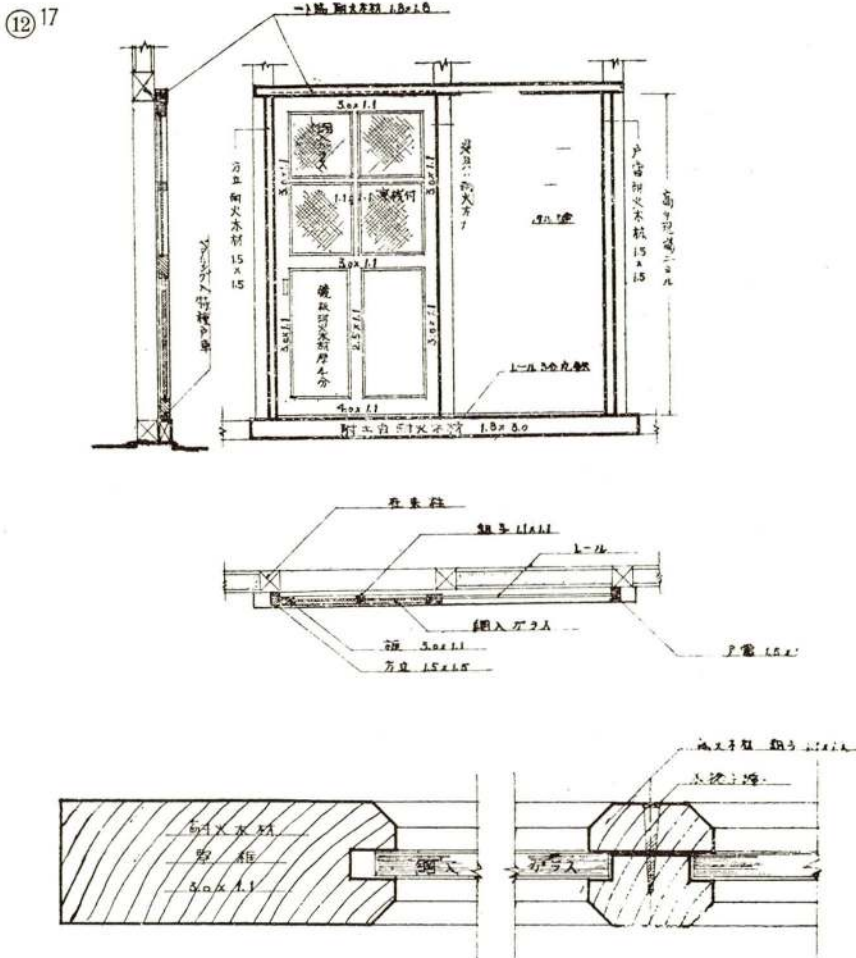
⑤11⑤21⑤41共に、煉瓦三段積 (並焼二等品) の基礎を要する。

出 入 口

出入口には防火戸を設けることとなるがその形式により、i 引き戸⑫¹⁰ ii 開き戸⑫²⁰の二種に分たる。

⑫¹⁷はワイヤー・ガラス耐火木材製腰高引き戸を示す。この防火戸の特長としては、開閉の操作に當つて前面に空間を塞ぐを要しないことと内側へも光線を透過し得ることゝが挙げられるであらう。

これを壁面の外側に設けるには新らしく附土臺、一ト筋、方立、戸當り等を 凡て杉一等品小節耐火木材にて取付けることとなる。



次頁の圖は凡て防火開き戸を示す。⑫²¹ ⑫²² のモルタル塗防火戸は防火効果の最も大なるもので、裏露地への出入のため壁に設ける出入口は通常これを用ふる。

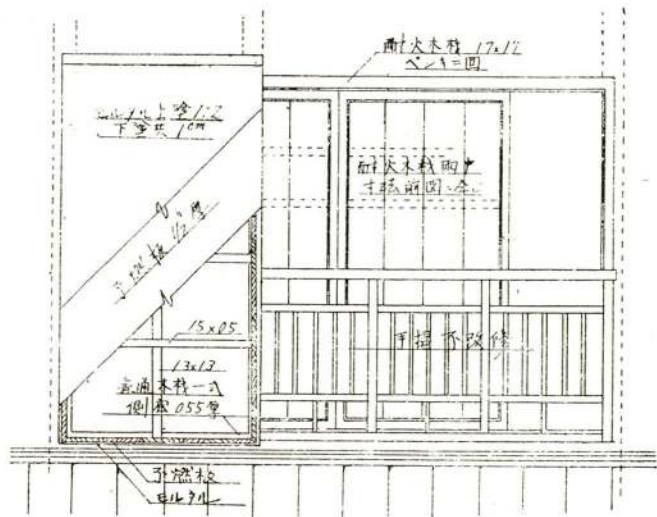
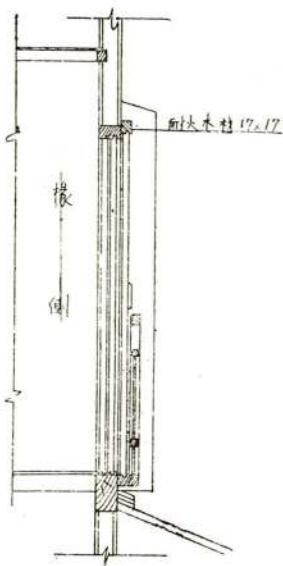
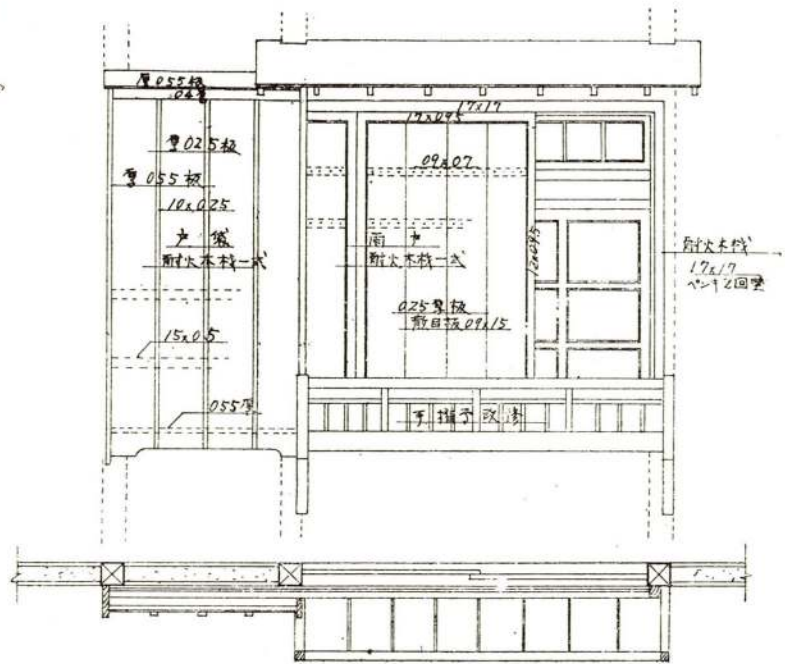
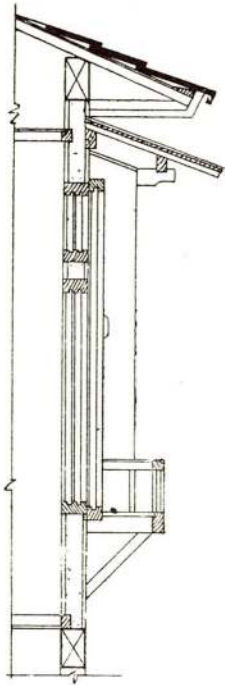
⑫²¹防火戸の見込厚を可及的に薄くその重量を可及的に減ずる目的で、外面側を木毛セメント板モルタル 1cm 塗とし、内面側をラス・モルタル 1cm 塗としたものである。

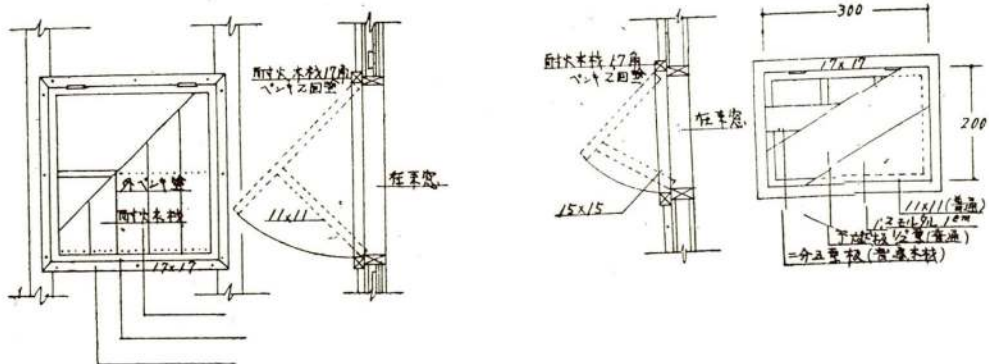
⑫²²内外両面共木毛セメント板下地モルタル 1cm 塗の工法である。

この両方共框は露出であるから杉一等品無節耐火木材を用ひ、ペンキ二回塗仕上とする。モルタル塗防火戸は重量が大となるから蝶番は 5 吋二枚釣を標準とするが、戸巾 2 尺以上の時は三枚釣とする。

⑫²⁰耐火木材一式工法、凡て杉一等品無節耐火木材、ペンキ二回塗仕上、蝶番 4 吋二枚釣。

窓・戸袋



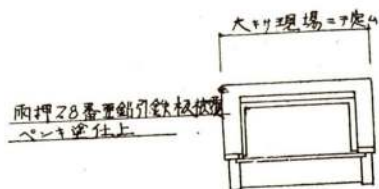
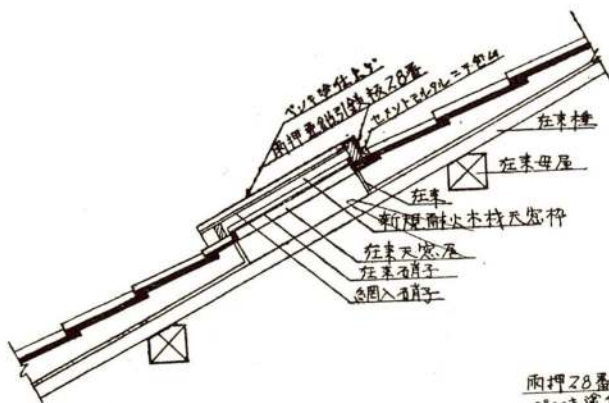


窓は操作形式より i 引き窓¹⁰ ii 開き窓²⁰ iii 上げ下げ窓³⁰ iv 突き上げ窓¹⁰に分類する。

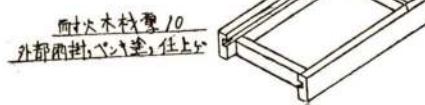
前頁には耐火木材製の雨戸¹¹と戸袋¹² (下圖) ¹⁴ (上圖) が示されてゐるが、尙この他に現況の建具をワイヤーガラス、耐火木材製の建具と取り換へる工法¹⁷が採られる場合が多い。

本頁の上圖はラス・モルタル塗突上げ窓¹⁴¹と、耐火木材突上げ窓¹⁴⁶とを表したものである。

天 窓



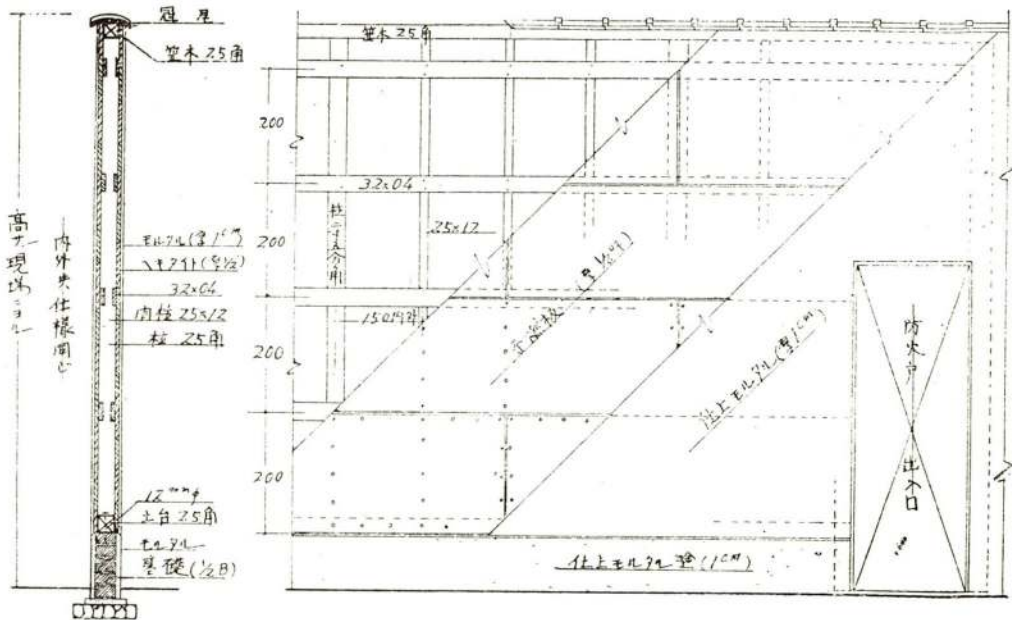
左束天窓厚1アル場合ノ枠



屋根面にある天窓も防空建築規則第四條に該当するものはワイヤーガラス耐火木材製のものに改修しなければならない。

塀

塀⑦の工法の大要は壁①に準ずるのである。その中此處には木毛セメント板工法⑦²の圖のみを代表として掲げる。



基礎は圖の如き煉瓦積か或はコンクリート打基礎であつてもよい。塀の延長が大なる場合は、補強上適宜の間隔に控柱を設ける。

尙この他に塀を繼足す場合⑧が屢々生じるが、これについての基準圖を調整するの暇を得なかつた。

神戸市に於ては緊迫せる時局に對處して、去る5月職制が改正され、元時局部は防衛局に昇格しその下に防火改修課外三課を置かれた。現在の防火改修課の陣容は、課長、技師の他庶務係、組合結成係、技術係の三係を置き、技術係の内一般改修係は主任技手以下2名、大規模（民有建物）改修係主任技手以下2名である。而して大規模改修の内市有建物は財務局建築課に於て、設計監督の衝に當つてゐる。現在防火改修課の陣容は、上記の如く少人数であるが、近く技術者並に書記數名づゝの増員を見る筈である。

さて、都市の防火改修區域は、その都市の地形河川、運河、道路、鐵道、綠地等防火線或は防火地帶的施設の存在狀態と、重要建物の配置等を慎重に考慮した上で決定せらるべきであるが、神戸市の區域は、東西に細長さ地形を有する關係上、自然南北に横斷する數條の地區を以て劃し、この地區と河川、鐵道高架線、廣幅道路等を斟酌して能ふる限り火災の延焼を防止し得る様計畫し、又別個に重要諸施設、建造物の周邊の改修強化を重視して、兩者相俟つて着々工事の進捗を見つゝあるのである。

本事業の第一着手とも云ふべきは、建物所有者をして、防火改修組合を結成せしむることであるが、本事業を始めし當初は、頑迷にして組合に加入するを欲せざる者、即ち自己所有の建物の改修を忌避する者、或は組合加入後建物を他に轉賣するもの等あり、兎角組合結成は澁滯、停頓し勝ちであつた、この組合結成の遲速、難易は各市々民の氣風にも關係があると思はれる。即ち神戸市は維新以來の新興都市であつて、他國人の集團たる關係もあり、所謂出稼氣質無きにしもあらず、之を大阪市民の財力實行力、京都市民の傳統的な從順さ、東京市民の分りのよさ等これら各市民の氣

質に徴し、神戸市に於ける組合結成は相當難事なるを頷き得らることと思ふのである。乍併、最近は招集に應じ參集せし建物所有者を以て、組合を結成せしめ、不參者に對しては後日組合に加入せしむることとし、加ふるに結成指導の衝に當る課員の熱意は、殊に4月18日の敵機來襲の反響もあり、諸種の困難を克服して、著しく結成が促進されつゝある。且つ近く縣知事より防火改修命令發令の曉には、組合結成は一層順調に進捗するものと考へられる。

組合の結成が終ると設計者を撰定する段取となる、神戸市は主として兵庫縣防火改修設計組合に設計を委託せしめ、この組合は市の指導のもとに設計に従事してゐる。尙この設計組合は工事監理の委託を受け、監督者は毎日一回以上現場に出頭して、セメント支出等各般の工事監理に従事し、工事監督上の一切の責任を以て、之に當つてゐるのである。されば市の監督は全く補助金交付の立場より之に當るのみに外ならず、この監理委託の制度は、市に於ける技術員の不足が或る程度補はれる結果となつた。

設計監理料は、その難易に不拘、設計豫算額の5%とし、施工は市内建築業者中より、優秀、適當なる者を撰定して、之に請負はしめ、請負契約は指名又は隨意契約に依る。

設計に當つては、一構として、その外周部を改修する最大限度の單位を「防區」と名づけ、この建坪は150平方米即ち約45坪防區制を採用し、他市に見る如く、棟毎改修制を採用しない。要は工事費を節し、施工を迅速にし、限度ある豫算内に於て可及的廣範圍に改修施工せしめんとする意圖に外ならぬ。又改修費の基礎たる要改修面積坪當12圓に就ても、工事費は地區に依り當然差異あるべく、場末の地區にありては12圓を以て施工可能な

りとするも、市の中心地区にありては到底不可能である。即ち前者は平家多く且つ防區の境界も廣く、建物亦比較的新しく軒並整然たるもの多きに反し、後者は二階建多く、防區境界密接、間隙なきものすらあり、道路も或ひは、屈曲或ひは狹隘にして、家屋亦新舊雜然たる有様であるから、劃一12圓制に依ることなく、兩者平均して12圓即ち平均制を採用してゐる。又設計規格圖集、共通仕様書、附號の統一、單價の統一等近く實現の運びにある。之ら完成の曉に於ては設計の完成を一層早め得ることゝ信ずる。

使用物資は内務省防火改修事業實施要領に據る迄もなく、鐵材、セメント等重要軍需物資は、なるべく代用品を活用して、之が使用を節し、其の間價格に於て、強度に於て、耐久力に於てある程度の犠牲を忍んでも、戰爭完遂の爲め設計者も、施工者も一團となり奉公すべきものと信じ、ポートランド、セメントに代ふるにマグネシヤセメント或は漆喰を以てし、鐵網ラスに代ふるに竹ラスを、耐火木材に塗裝すべき油性ペイントに代ふるにマグネシヤ系耐火塗料を用ふ等代用品の活用にも力を致しつつある次第である。

工事費の組員負擔額決定方法（防空法施行令第十一條第二項ノ規定ニ依ル費用ノ負擔ノ基準）は次の通りであつて、一防區内に建物所有者二名以上ある場合等はその算出は稍複雑であるが、負擔の適切公平を期してゐるのである。即ち概ね

- イ 各防區＝屬スル工事費ハ其ノ防區ニ於テ負擔ス
- ロ 防區共通ノ工事（例ヘバ共通ノ防火塀工事費等）ハ關係防區間ニ等分ス
- ハ 街廓全體＝共通ノ工事費（例ヘバ設計監理料、假設工事費等）ハ各防區＝屬スル工事費＝比例シテ各防區＝按分ス
- ニ 防區内ノ建物ニシテ所有者ヲ異ニスル場合ハソノ防區負擔額ノ二分ノ一ヲ各所有者ノ建物ニ要セシ工費＝比例シテ按分シ残りノ二分ノ一ヲ各所有者ノ建物ノ床面積＝比例シテ按分ス

さて、設計についてはこの程度に止め、次に統制物資に就て一言しよう、17年度工事用物資よりは、四半期分毎に又は各月分毎に縣よりの當てが

ひ扶持により市へ受入、市に於て購入、保管し、各防火改修組合より、物資需要申告書を提出せしめ市に於て之を査定し、物資を組合に交付するものにして、この物資を以て補助金に代ふることも可能としてゐるのである。

さて、事業の現況を述べるならば

一般改修に於て

改修工事完成せる組合（街廓）は	13
現在工事中のもの	5
目下計中のもの	9

大規模改修に於て

改修工事完成せる建物は（市有）	6
現在工事中のもの（民有）	1

の狀態であり、17年度（民有）大規模建物の改修は大工場内建物並一般倉庫等であつて、既に設計に着手してゐるものもあり、その附近に存在する大規模建物に準すべき建物も、一般改修工事として、物資の許す範圍に於て同時に施工せしむるを適當と認め、之に要する代用物資をも考慮中である。又一面之ら大會社、大工場内にある木造建物は、この際會社、工場自らが自發的に改修することが望ましいのであり、又補助金の辭退あらば之を他に轉用施工範圍を擴大し得ることにもなることゝ思はれる。

以上大體神戸市の防火改修に就て、その概要を述べた次第であるが、工法其他細部に亘る説明は後日に譲ることにしたい。尙耐火木材に塗裝を施して、耐火木材の生命を長からしめ、或は袖壁の幅の決定をより合理化する等逐次改良を加へつゝあり、突上窓の如きも將來は使用を制限する考へである。要するに17年度末に於ては、17年度計畫の全部が完成し、市の防空施設の劃期的擴充を見ることにならうと思ふ。

「官民一體」或は「官民協力」と云ふ言葉があるが、防火改修事業程この語の適切なるものは多くあるまい。組員、市、縣或は内務當局、設計者施工業者並に材料供給業者など、一團一體となつて、我が神戸市の防火改修事業の完成に邁進しつつある次第である。

（筆者は神戸市防衛局防火改修課）

防空法令及防空建築規則拔萃

防 空 法
防空法、施行令
防空建築規則
防火改修規則
防火改修規則施行細則

1. 防 空 法

(昭和12年4月5日法律第47號
(改正昭和16年11月25日法律第91號))

第1條 本法=於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變
=際シ航空機ノ來襲=因リ生ズベキ危害ヲ防止
シ又ハ之=因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ
防衛=則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管
制、偽裝、消防、防火、防彈、防毒、避難、救
護及應急復舊並=此等=關シ必要ナル監視、通
信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及
之=關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備=關スル
計畫ヲ謂フ

第5條ノ2 地方長官防空上必要アルトキハ一定
ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内=於ケル木造建築物
ノ所有者=對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火
改修ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ木造建築物ノ範圍並=防火改修ノ程度及
方法ハ命令ヲ以テ之=定ム

第5條ノ3 前條第1項ノ規定=依ル命令アリタ
ル場合=於テ期限内=工事完了セザルトキ若ハ
工事完了ノ見込ナシト認メラルルトキ又ハ建築
物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市
町村長ヲシテ建築物ノ所有者=代リテ前條ノ防
火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第11條 防空=關スル調査ノ爲必要アルトキハ行
政官廳又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所=依リ關
係者=對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員
ヲシテ關係アル場所=立入り検査ヲ爲サシムル
コトヲ得但シ私人ノ邸宅並=業務上ノ秘密=屬
スル事項及設備=付テハ此ノ限=在ラズ
前項ノ規定=依リ立入ル場合=於テハ其ノ旨豫
メ其ノ場所ノ管理者=通知スベシ
當該官吏又ハ吏員第1項ノ規定=依リ關係アル

場所=立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第15條 (1.2項省略) 第5條ノ2又ハ第5條ノ
3ノ規定=依ル防火改修工事ノ施行=要スル費
用ハ勅令ノ定ムル所=依リ建築物ノ所有者ノ負
擔トス

(以下省略)

第16條 前條第3項ノ規定=依リ建築物ノ所有者
ノ負擔スル費用=對シテハ市町村ハ其ノ3分ノ
2以內ヲ補助スベシ

(以下省略)

第17條 國庫ハ勅令ノ定ムル所=依リ左ノ諸費=
對シ其ノ2分ノ1以內ヲ補助ス

5 前條ノ規定=依リ北海道府縣又ハ市町村ノ
負擔スル補助金

第17條ノ二 第5條ノ3ノ規定=依リ市町村長ノ
施行スル防火改修工事=要スル費用ハ市町村費
ヲ以テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ規定=依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金

ノ徵收=付テハ市町村稅徵收ノ例=依ル

前項ノ辨償金=シテ辨償ヲ得ザルモノアルトキ
ハ國庫ハ市町村=對シ其ノ損失ノ2分ノ1ヲ補
償ス

第19條ノ2 左ノ各號ノ1=該當スル者ハ6月以
下ノ懲役又ハ5百圓以下ノ罰金=處ス

1 第5條ノ3ノ規定=依ル防火改修工事ノ施
行ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者

(以下省略)

2. 防空法施行令

(昭和12年9月29日勅令第549號
昭和15年勅令第616號
改正 昭和16年勅令第973號
昭和16年勅令第1135號)

第8條 防空法第11條第1項ノ關係者ハ同法第

5 條ノ 2 若ハ第 5 條ノ 4 乃至第 5 條ノ 6 = 掲グル建築物（工事中ノモノヲ含ム）第 2 條=掲グル事業若ハ施設、第 3 條=掲グル特殊施設又ハ第 3 條ノ 2 = 掲グル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第 11 條第 3 項ノ證票ハ別記様式=依ル（別記様式省略）

第 11 條 防空法第 5 條ノ 2 又ハ第 5 條ノ 3 ノ規定=依ル木造建築物ノ防火改修工事ノ施行=要スル費用ハ命令ノ定ムル所=依リ當該建築物ノ所有者ノ負擔トス

特定ノ街廓内=在ル木造建築物=シテ所有者ヲ異ニスルモノヲ一群トシテ防火改修工事ヲ施行スル場合=於ケル當該工事ノ費用ハ命令ノ定ムル所=依リ當該工事=因リテ利益ヲ受ケタル建築物ノ所有者ノ負擔トシ其ノ負擔ノ割合及方法ハ防空法第 5 條ノ 2 ノ規定=依ル工事=在リテハ當該所有者間ノ協議=依リ同法第 5 條ノ 3 ノ規定=依ル工事=在リテハ地方長官ノ定ムル所=依ル

前項ノ協議整ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官之ヲ裁定ス

第 2 項ノ協議ハ地方長官ノ認可ヲ受クル=非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第 12 條 防空法第 17 條ノ規定=依ル國庫補助ハ支出精算額=對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額=對シ補助ス
前項ノ規定=依リ交付シタル國庫補助金ハ左=掲グル場合=於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

1. 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザル=至リタルトキ

2 補助金交付ノ條件=違反シタルトキ

3. 防空建築規則

（昭和 14 年 2 月 17 日內務省令第 5 號
改正昭和 17 年 3 月 27 日內務省令第 15 號）

第 3 條 本令=於ケル用語ハ左ノ例=依ル

1. 耐火木材トハ耐火液ヲ注入シタル木材=シテ內務大臣ノ定ムル規格=適合シタルモノ（甲種耐火木材又ハ乙種耐火木材）ヲ謂フ

2. 防火塗料トハ木材等=塗布スル塗料=シテ內務大臣ノ定ムル規格=適合シタルモノヲ謂フ（3 以下省略）

第 4 條 木造（鐵骨木造ヲ含ム以下之=同ジ）建築物=シテ隣地疆界線又ハ道路ノ中心線ヨリノ水平距離 3 メートル未満ノ位置=在ル部分=付テハ左ノ構造ト爲スベシ

1. 外壁、軒、庇、軒蛇腹ノ類又ハ出格子、肘掛、戸袋其ノ他ノ突出部ハ準耐火構造ト爲シ又ハ左=掲グルモノヲ以テ構成若ハ被覆スルコト

	水平距離 2 米未満ノトキ	水平距離 2 米以上ノトキ
イ	鐵網「モルタル」、漆喰等ニシテ塗厚 2 糎以上ノモノ	鐵網「モルタル」、漆喰等
ロ	塗土ニシテ裏返塗ヲ施シタルモノ	塗土
ハ	耐火木材ニシテ厚 1 糎以上ノモノ（水平距離 0.5 米未満ノトキ又ハ外壁、庇若ハ軒蛇腹=用フルトキヲ除ク）	耐火木材ニシテ厚 1 糎以上ノモノ
ニ		石棉板又ハ金屬板ニシテ木部ト適當ニ隔離セルモノ
ホ	「マグネシヤセメント」板、張瓦等ニシテ厚 1.5 糎以上ノモノ	「マグネシヤセメント」板、張瓦等ニシテ厚 1 糎以上ノモノ
ヘ	木毛「セメント」板ノ上ニ「モルタル」又ハ漆喰ヲ塗りタルモノニシテ厚合計 2.5 糎以上ノモノ	木毛「セメント」板ノ上に「モルタル」又ハ漆喰ヲ塗りタルモノ
ト	其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ	同上
1. 外壁、戸袋、破風、鼻隠等多量ノ雨雪ヲ受クル部分ニ使用スル耐火木材ハ甲種耐火木材トス 2. 地方長官防火上支障ナシト認ムルトキハ雨雪ヲ防グ爲「ロ」ノ材料ヲ以テ構成シタル外壁ヲ他ノ材料ヲ以テ被覆スルコトヲ得		

2. 窓、又ハ出入口=ハ防火戸又ハ左=掲グルモノヲ以テ構成シタル戸ヲ設ケ其ノ周圍部ハ前號=規定ズル構造ト爲スコト

	水平距離 2 米未満ノトキ	水平距離 2 米以上ノトキ
イ	耐火木材ニシテ厚 1 糎以上ノモノ	耐火木材
ロ		金屬板又ハ石棉板
ハ	「マグネシヤセメント」板ニシテ厚 1 糎以上ノモノ	「マグネシヤセメント」板

ニ	網入ガラス	同上
ホ	其ノ他地方長官前各號に準ズト認ムルモノ	同上

3. 金屬板ヲ以テ被覆シタル屋根ノ野地ハ適當ナル厚ノ不燃材料又ハ耐火木材ヲ以テ之ヲ構成スルコト

地盤面ヨリノ高4メートルヲ超ユル木造建物ノ部分ニシテ隣地疆界線又ハ道路ノ中心線ヨリノ水平建離5メートル未満ノ位置ニ在ルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

同一敷地内ニ於テ隣接スル木造建物ニ在リテハ互ニ相面スル外壁間ノ中心線ヲ以テ隣地疆界線ト看做シ前2項ノ規定ヲ適用ス但シ建築面積ノ合計600平方メートル以下ノ建物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第5條 左ノ各號ノ1ニ該當スルモノニ付テハ地方長官第4條ノ制限ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

1 建物ノ屋階及地階ヲ除キタル部分ノ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合ノ限度10分ノ5以下ノ空地地區内ニ在ル建物

2 床面積4平方メートル以下ノ平家建ノ建物

3 公園、廣場、河、海ノ類ニ面クル建物ノ部分

4 擁壁防火壁又ハ防火上有効ナル塙壁ノ類ニ面スル建物ノ部分

5 防火上有効ナル袖壁ノ類ヲ設ケタル場合ニ於ケル其ノ後方建物ノ部分

6 適當ニ「ドレンチャー」設備スル建物ノ部分

7 第4條第1項第1號ニ規定スル構造ヲ有スルモノニ依リ絶縁セラルル建物ノ突出部

8 柱、桁其ノ他木材ヲ使用スル建物ノ部分

9 其ノ他地方長官防火上支障ナシト認ムル建物又ハ建物ノ部分

第5條ノ2 木造建物ニシテ床面積600平方メートル軒高5メートルヲ超ユルモノニ在リテハ左ノ構造ト爲スベシ

1 外壁、軒、庇、軒蛇腹ノ類ハ準耐火構造ト爲スコト

2 主要ナル間壁ハ鐵網「モルタル」塗土、漆喰、ノ類又ハ耐火木材ヲ以テ構成又ハ被覆スル

コト

3 桁行12メートルヲ超ユルトキハ小屋裏及天井裏ヲ間隔12メートル以内毎ニ鐵網「モルタル」塗土漆喰ノ類ヲ以テ區劃スルコト

4 長12メートルヲ超ユル廊下ニハ長12メートル以内毎ニ鐵網「モルタル」塗土、漆喰ノ類ヲ以テ構成又ハ被覆シタル垂壁ヲ設クルコト

6 木造天井ニハ防火塗料ヲ塗布スルコト但シ不燃材料又ハ耐火木材ヲ以テ構成又ハ被覆シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

防火壁ヲ以テ區劃セラル、建物ノ部分ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ別ノ建物ト看做ス

地方長官防火上支障ナシト認メ又ハ建物ノ用途ニ依リ已ムヲ得ズト認ムルトキハ第1項ノ制限ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第5條ノ3 第4條第1項第1號若ハ第2項又ハ前條第1項ノ規定ニ依ル壁體ノ主要ナル構造用木材ノ腐蝕ノ虞アル部分ニハ適當ナル防腐方法ヲ施スベシ

4. 防火改修規則 (昭和17年3月27日 內務省令 第16號)

第1條 防空法第5條ノ2第1項ノ區域ハ防空建築規則第21條ノ規定ニ依ル區域ヲ除ク市街地建築物法第23條ノ規定ニ依ル區域ノ全部又ハ一部ニ付地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)之ヲ指定スベシ

第2條 防空法第5條ノ2ノ木造建築物ハ左ニ掲グルモノトス

1 床面積600平方米軒高5米ヲ超ユル木造(鐵骨木造ヲ含ム以下之ニ同ジ)建物但シ防空建築規則第5條ノ2ノ規定ニ依リ建築シタルモノヲ除ク

2 前號ニ掲グルモノ以外ノ木造建物但シ市街地建築物法施行規則ノ定ムル乙種防火地區ニ關スル規定又ハ防空建築規則ノ規定ニ依リ建築シタルモノヲ除ク

第3條 前條ノ木造建物ノ防火改修ニ付テハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外防空建築規則第3條第4條第1項(第3號ヲ除ク)五5條、第5條ノ2(第1項第2號ヲ除ク)及第5條ノ3ノ規定ヲ準用ス

第4條 地方長官ハ防空建築規則第4條ノ規定ノ準

用＝關シ敷地ヲ異ニスル木造建物ヲ其ノ建築面積ノ合計 150平方米以內毎ニ同一敷地内ニ在ルモノト看做スコトヲ得

第5條 地方長官已ムヲ得ズト認ムルトキハ第2條第2號ノ木造建物ノ窓又ハ出入口及其ノ周圍部ニ付防空建築規則第4條第1項ノ規定ノ準用＝關シ3米未満ヲ2米未満トシ同條第2項ノ規定ノ準用＝關シ5米未満ヲ3米未満トナスコトヲ得

第6條 防空建築規則第4條ノ規定ノ準用＝關シ隣地疆界線明瞭ナラザルトキハ互ニ相面スル建物ノ外壁間ノ中心線ヲ以テ隣地疆界線ト看做ス

第7條 木造ノ長屋ニシテ建築面積 150平方米ヲ超ユルモノハ 150平方米以內毎ニ地盤ヨリ屋根ニ達スル迄防火上有効ナル土塗壁ノ類ヲ以テ區劃スベシ

第8條 地方長官ハ防火改修工事ノ施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ當該建物ニ付補強其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第9條 第2條第2號ノ木造建物ノ防火改修ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ街郭毎ニ一群トシテ之ニ施行スベシ

第10條 防空法施行令第11條第1項ノ費用ハ防空法第5條ノ2ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ當該工事ヲ施行シタル建物ノ所有者ノ負擔トシ同法第5條ノ3ノ規定ニ依ル工事ニ在リテハ工事完了ノ時ニ於ケル當該建物ノ所有者ノ負擔トス
防空法施行令第11條第2項ノ費用ハ當該工事ヲ施行シタル街郭内ニ在ル第2條第2號ニ該當スル各建物ノ所有者ノ負擔トス

第11條 防空法第5條ノ2ノ規定ニ依リ防火改修ヲ命ゼラレタル建物ノ所有者ハ地方長官ノ定ムル期間内ニ其ノ設計ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請ハ當該建物所在市町村ノ市町村長ヲ經由スベシ

第12條 市町村長防空法第5條ノ3ノ規定ニ依リ防火改修工事ヲ施行スルトキハ其ノ設計ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第13條 前2條ノ防火改修工事竣功シタルトキ又ハ地方長官ノ特ニ指定シタル工程ニ達シタルトキハ地方長官ニ届出ヅベシ

前項ノ届出ハ當該建物ノ所在市町村ノ市町村長ヲ經由スベシ

第14條 地方長官土地ノ狀況又ハ建物ノ用途ニ依リ必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第3條乃至第5條及第7條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第15條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ1町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附則 本令ハ昭和17年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

5. 防火改修規則施行細則

(昭和17年7月1日大阪府令第63號)

第1條 防火改修規則(以下規則ト稱ス)ニ依ル工事施行ニ關シ必要ナル規定ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第2條 規則第9條ノ規定ニ依リ街郭毎ニ一群トシテ工事ヲ施行スル者ハ當該街郭ヲ單位トシテ防火改修組合(以下組合ト稱ス)ヲ組織スルコトヲ得

第3條 前條ノ規定ニ依ル組合ヲ組織シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ヅベシ

- 1 組合ノ名稱
- 2 組合員ノ住所氏名
- 3 組合ニ役員ヲ置キタル場合ニ在リテハ其ノ氏名
- 4 組合ノ規約
- 5 其ノ他必要ナル事項

前項ノ届書ニハ組合員ノ所有建物ノ配置ヲ示セル圖面ヲ添附スベシ

第4條 規則第11條又ハ第12條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルモノハ設計書ト共ニ別記様式ニ依ル申請書ヲ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ必要ナル圖面ヲ添附スベシ

第5條 前條第1項ノ規定ニ依ル設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 1 建物ノ各棟別設計内譯
- 2 圖面ニ示シ難キ仕様ノ概要

3 其ノ他説明ヲ要スル事項

第6條 第4條第2項ノ規定ニ依ル圖面左ノ如シ

1 街廓毎ニ建物ノ敷地境界線、建築線方位並ニ改修箇所其ノ他必要ナル事項ヲ示シタル配置圖

2 當該建物ノ敷地現況改修並ニ其ノ他必要ナル事項ヲ示シタル圖面

3 材料ノ種類寸法等特ニ説明ヲ要スル事項ヲ示シタル詳細圖

第7條 建物ノ所有者ニシテ防空法（以下法ト稱ス）第5條ノ3ノ規定ニ依リ代施行ノ請求ヲ爲サントスルモノハ左記事項ヲ具シ申請スベシ

1 申請者ノ住所氏名

2 建物所在地ノ地名番號

3 申請ノ理由

前項ノ申請書ニハ當該建物隣接建築物並ニ敷地境界線、方位其ノ他必要ナル事項ヲ示シタル配置圖ヲ添付スベシ

第8條 防空法施行令（以下令ト稱ス）第11條第4項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

1 當該街廓内ノ建物ノ所有者ノ住所氏名組合ヲ組織シタル場合ニ在リテハ組合名並ニ組合員ノ住所氏名

2 工事費總額及建物ノ各棟別内譯

3 建物所有者別費用負擔割合及方法並ニ其ノ算定ノ根據

4 其ノ他參考トナルベキ事項

第9條 令第11條第3項ノ規定ニ依ル裁定ヲ請求セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

1 當該街廓内ノ建物所有者ノ住所氏名組合ヲ組織シタル場合ニ在リテハ組合名並ニ組合員ノ住所氏名

2 工事費總額及建物ノ各棟別内譯

3 協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル事由

4 其ノ他參考トナルベキ事項

第10條 市町村長法第5條ノ3ノ規定ニ依ル工事完了シタルトキハ令第11條第2項ノ規定ニ依ル費用ノ決定ニ必要ナル資料ヲ知事ニ提出スベシ

第11條 認可ヲ得タル事項又ハ申請若ハ届出ヲ爲シタル事項ノ1部又ハ全部ヲ變更セントスルト

										記 號
										建物所有 氏名(別項)
										住所
										建物所在地(地名)
										用途・棟數・戸數
										建坪
										延坪
										建築後 年數
										備考

竣工 期日	請負人 住所	設計者 住所	位置	申請事項	大阪府知事 殿 (組合ノ場合)	申請者 (組合ノ場合)	電話
昭和 年 月 日	氏名	氏名					
指出日	電話	電話					
昭和 年 月 日	番	番					

別記様式



(府受付印)
(署受付印)
(市受付印)

防火改修認可申請書

署進達印

キハ認可ヲ得タルトキノ手續又ハ申請若ハ届出
ヲ爲シタルトキノ手續ニ準ジ當該事項ニ付認可
ヲ受ケ又ハ申請若ハ届出ヲ爲スベシ

第12條 認可ヲ得タル防火改修工事ニ着手シタル
トキハ届出ヅベシ

第13條 規則及本令ニ基ク申請並ニ届書ハ三通ト
シ建物所在地市町村役場並ニ所轄警察署ヲ經由
スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當委員會にては最近の情勢に於ける木材の配給機構に就て
9月25日大阪木材株式會社より白石專務を招聘懇談するところあり茲にその質疑應答の概要を記す會員各位の御參考とも
ならば幸甚の次第である。

質 疑 應 答 要 旨

問一配給販賣順位に付て、住宅營團の工事受注の場合は、軍需部、官公需部、生産擴充部、民需部、の内どの部分に入るか。

答一生産擴充の部類に入り現在も當該工事に所要材料〇〇石を確保するため折角努力中なり

問一生産擴充に關する工場等の増新築の場合、所要材の配給入手等に付て、如何様の證明が必要なりや。

答一生産擴充の工場等の場合、大部分は軍の證明ある事と思ふが、單なる證明のみにては不充分にて是非必要とする理由が必要である。會社としても其工場の内容等により考慮する事とする。

問一一般民需の部類にて、販賣所にて一戸分としてまとめて購入する場合、現在は板類の内特に6分板（厚3分位）、及中板（厚4.5分）等が入手困難なり、御考慮願ひ度し。

答一價格の關係にて、生産地にて素材より製材する時、成可く價格の上る様に製材する事を第1とし、挽角、挽割、板類としての關聯に重きを置かざるため、現在の様な状態と相成り居るも、板類入荷増量のため今後も充分努力致し度い。

問一一般民需品に付て豫約は出来るか。

答一契約でなく豫約する事も出来るが、確實に其分を販賣すると云ふ事は契約に入り、豫約の場合は會社として成可く便宜を計る事とする。

問一9月19日發令の大阪府木材需給調整規則に依れば、指定業者は業務用の原料又は材料としての木材は、大阪木材會社より購入したものでなければ使用出来ない事となつてゐるが、これは反面大阪木材會社は、指定業者以外のものには木材は賣れないとも考へられるが、指定業者にあらざる事業主が木材を購入して、これを指定業者に支給施工させる場合、大阪木材會社は賣られるや

否や。

答一府に於て何れ近々調整協議會が結成されると思ふから、其節良く尋ねて見様と思つてゐる。

問一大阪府第2區にて使用する木材を、第2區の販賣所にて必ず入手出来得るや。又入手出来ずして第1區にて購入したる時は、公定價格は第1區によるや。

答一第2區は府林材會社の擔當區域に付明言出来ない。然し第2區にて入手出来ず、第1區にて購入したる場合は、公定價格は第1區による。

問一木材配給の順位確定し居るならば承り度し。

答一大體常識的なるも、

- (1) 直接軍需
- (2) 間接軍需
- (3) 官公需
- (4) 生産擴充用需
- (5) 一般民需

の順である。尤も9月19日附大阪府公報にある通り今後は木材需給調整協議會に於て順位も判然と決定する見込である。尙種別に於て、土木建築用荷造包装用、木工木製品用として過去3ヶ年の実績により接分する事も考へられる。

問一配給順位低位なる建物を計畫する場合には優先材に多く指定される規格材以外の比較的獲得し易き規格材を以て設計する様にすれば諸事に無理がなくて良いと思ふが、入手困難なるものと容易なるものとを發表して、當協會と連絡して貰ひ度いと思ふが如何。

答一直接軍需材は別として、木材入荷の状態は需要者の希望よりも、生産者の採算上公定價格に合ふものゝみが入荷されてゐる現状につき、②に合はぬものが市場に不足を來たし居る故、公定價

格の一部改正を希望して居る。建築協會の如き團體に於かれて是非極めて單一化したる實用規格とも稱すべきものを作つて頂き度いと思ふ。どんなものが得難く又得易いかと云ふ事は、大體容易に御答へ出来ると思ふ。

問一建築業者に素材を配給する事は出来ぬか。素材が配給されれば自由に希望の規格材を造る事が出来る。

答一御尤であるが、公定價格に相當の開きがある爲大阪に入荷する素材の量が少く、又入荷品は特殊注文材を會社で製材せねばならぬ關係上素材のまゝ配給する事は至難である。

問一需要者が、㊤により、生産地に於て取引契約したる場合、需要者の手元に容易に入手し得るものと思ふが此方法は差支へなきや。又契約したる木材は相違なく木材會社を経て配給され得るや。尙需要者が生産地に於て原木を前項同様取引契約をなし、必要な場所に於て製材し使用する場合需要者の手許に容易に入手し得ると思ふが如何。

答一かゝる場合は原則として不可なり。木材會社が成立前に於て需要者が生産者と契約したるものに對しては木材會社は或程度之を認むるも、今日では木材會社が生産地より買出し需要者に配給する制度なるにより、需要者が生産地に於て契約したる場合と雖も、其材料が必ずしも其まゝ配給され得るとは限らず他に需給上最も必要とする方面に配給されるやも知れず、従つて豫定時に配給されるものとは考へられない。生産地よりの出荷が順調になりたる場合は需要者の希望を或程度充たし得るものと思ふ。

問一木材會社は生産地との取引に於て、需要者が生産地直接の取引關係による材料に限り、定められたる手数料20%を低減する用意ありや。又此場合生産者に於て、木材の搬出、製材運搬費共負擔し單に木材會社を書類の上のみに於て經由する場合前記手数料は高きに過ぎる嫌あり、6%乃至7%位のものにあらざるや。

答一木材會社が生産地より買出す場合、其運搬方法とか、或時期迄に必要な數量を供給しなければならぬとかの場合に、豫想通りの方法に依る事が出来ない場合は、會社の負擔を以て決行しな

ければならない場合がしばしば起るのであつて、此場合とても其負擔を需要者に轉嫁する事も出来ず、㊤により販賣しなければならないので、20%の手數料は決して高きに過ぎるものではなく、生産地に於ける或種の惡宣傳ではないかと思ふ。

問一建築資材として其使用量が最も大で且重要である木材の入手の期限如何と云ふ事が、建築工事の工程を左右するのが現状である。吾々建築業者が注文を發してから、大阪木材會社で之を供給し現場に入荷するのに何日を要するかを豫め承る事は出来ないものか。

答一今後府の建築課で建築認可の際、大阪木材會社と連絡をとり、木材配給の割當が決つた上で認可される事になると思ふ。その際木材會社より配給の都合を申出るから、自然木材入手の時期も定まる事になるが、工事施工に當り、前以て所要數量等を示され御相談があれば大變好都合で、只簡単に注文を受けて何日間に供給し得ると云ふ事は、一寸申上げ難い。今後工事計畫の際には是非御相談を願ひ度い。

問一一般の公定價格よりも、公用材の値段の方が良いために、民需の方に材木が出廻ると云ふ様なことを耳にするが如何。

答一公用材の方が値段がよいと云ふ事はない。只公用材は此頃寸法種類を問はず、何でも引取つて貰へるから、自然その方へ出易くなり、民需へ出すよりもむしろ此の方がよいと云ふことはある。

問一根本的には原木が出ないと云ふ事が、資材不足の原因である事は、前後の御説明で承知したが、その原木の入手が非常に困難なのは重に價格の點にあると云ふことであるか、之を是正する様な考へはないか。

答一中々六ヶ敷いので今の處そういふことはない様だ。

問一木材の需給計畫を樹てるには、原木の入手を確實にすることが根本と思ふが、御説の様に原木入手が極めて困難で今の處、方法が無いと云ふ事では、如何にして需給の計畫を樹てられるか。

答一大體大阪の需要高は500萬石とおさへて居る。調査の結果では、土建の需要500萬石の外

に、木箱、包装等に 350 萬石、其他豫期しなかつた部面に多大の需要があり、結局合計 1300 萬石と云ふ大きな數字となり、之れは到底不可能の事で、前述の 500 萬石を以て大體配給可能量と見ておるが、之れも相當の努力を要する次第である。

問一木材の不足と配給とを解決するには、先刻來公定價格の大改正と、規格の簡易化を極度に行ふ外なしとのことだが、然らば公定價格の改正の意圖ありや否や。

答一之は一寸困難な問題で、只今の處そのことはある様に聞かぬ。然し斯様の空氣が早く一般に醸成されるとよいと思ふ。

問一地方木材會社は何時創立するか。

答一一日も早く創立される事を望むも、生産縣と、消費縣との利害複雑なるにより、見通し困難にして早急の創立は出來難い。

問一耐火木材は何處で購入するか。

答一將來は木材會社で取扱ふも、現在は耐火木材會社にて購入せられ度し。

問一配給制度に就て、私設鐵道建設物の木材配給は、軍需、官公需、一般民需のどの部に相當するや。

答一配給會社としては大體に於て官公需部として取扱ふも、近々特需部（假稱）を作り取扱をなすものと思ふ。

問一鐵道省は直接農林省に木材の使用申請をなすも、私鐵の場合は鐵道省に直接申請をなし認可を受くるものと、大阪府建築課に申請認可を受くるものと二様あり。兩方共に私鐵の場合は、鐵道省より認可を受け、農林省よりの配給を受ける事になるや。或は鐵道省と大阪府建築課と二様の物資指定書を受ける事となるや。

答一鐵道省は直接農林省に申請して配給を受け、現に天王寺驛、大阪驛等木造建築物の資材割當濟なり。私鐵の場合は未だ配給制度決定せざるも特需部設定の上は、種々相談の上善處する事に仕様う。

問一木材の縣外移出に就て大阪に限らず各私鐵は其全部が他府縣とまたがつて居る。從つて隣接地に於て工事をなす場合其手續如何。

答一原則としては一般縣外移出と同一手續を必要とし、必ず木材會社に手續の上入手せられ度

し。但し隣接地の場合假に南海鐵道の和歌山より材料を入手し、和歌山保線區にて淡の輪邊りで工事をする場合、淡の輪は大阪府であるが、和歌山縣とは最も近距離にて、之等は大乘的に見て差支へなしと認める事が出来るが、前以て林材會社へ一應の相談あり度し。但し其一例が往々にして非常識なる結果を生む事があるので、大いに注意して貰ひ度い。木材會社は決して無理な堅苦しい事は申上げず、親切に御相談に應ずる事として居る。

問一從來爲したるが如き明細書に依る注文に應ずるや。

答一複雑多様な寸法の注文には應じ兼ねる。其都度打合せ、既成品寸法に基き多少變更を願はねばならぬ事。

長さは市場長に換算して切使ひとして受注し度し。

問一原產地よりの入材寸法を知る方法ありや。

答一其都度打合せを願ふより外なし。

問一材料受渡の方法如何。

答一原則として會社置場（工場）渡し、將來運輸部の活動により、成可く御便利となる様致し度し。

問一取引方法は如何。

答一現金取引とす。或は保證金、豫納金、中間拂又は納付後等の契約に基く。

問一本社及販賣所の營業範圍如何。

答一本社は軍需、官公需、特需、（生産方面）販賣（民需）の部門に分れ各部に於て夫々分擔す。不明の場合は總務部に聞合す事。

販賣所は即ち民需部なるを以て、少量のものゝみとなる。 以上

當日の出席者下記の通り

大阪木材株式會社

専務取締役 白石英夫氏

總務部長 橋本愛藏氏

材料委員會

楠瀬委員長、榊、道田兩幹事

後川、高田、竹内、野中、前野、松久保、

各委員

外に、桐本、佐藤、西澤、各常務

會 員

故 今北乙吉氏



昭和17年9月8日本會評議員今北乙吉氏病を以て逝去せらる。洵に哀悼に禁へず茲に肯照と略歴を掲げ謹みて弔意を表す。

1. 氏は明治27年6月26日神戸市湊町に生る
1. 同45年3月兵庫縣立工業學校建築科卒業
1. 同年4月河合浩藏建築事務所に入所
1. 大正3年6月神戸鐵道管理局に勤務
1. 同5年8月久原房之助家建築事務所に入所
1. 同8年12月建築事務所創設
1. 昭和11年4月本會に入會會員となる
1. 同16年1月本會評議員に當選
1. 同17年9月8日狹心症にて逝去享年49歳

昭和17年9月9日告別式執行本會を代表して常務西澤藤生氏參列下記弔詞を代讀す

弔 詞

本協會評議員今北乙吉氏の長逝を傷み茲に本會を代表して謹みて哀悼の意を表す

昭和17年9月9日
社團法人日本建築協會
會長工學博士 片岡 安

常 務 會 (第16回)

時 3月17日午後5時40分—8時20分
所 陳列場
出席者 竹腰 松本副會長
主記 中西 藪中 桐本
主計 松久保 小林三
編輯 小林清 伊藤 節田

議 事

1. 翼政會より諮問に係る行政事務簡素化に関する件
2. 新體制第五部會東京委員と懇談會開催の件
3. 東海支部設立方申出の件
4. 昭和17年度會員名簿調製の件
5. 會員詮衡

報 告

1. 建築施工組織再編或建議に關し技術院より通達の件
2. 防火改修展終了報告
3. 7月分會計報告
4. 出征 入營 除隊報告

常 務 會 (第17回)

時 9月14日午後5時40分—7時40分
所 陳列場
出席者 松本副會長
主記 中西 藪中 佐藤 西澤
主計 松久保

編輯 小林清 大下 錫田

議 事

1. 評議員補缺に関する件
2. 俱樂部室に関する件
3. 京都支部設置に関する件
4. 空襲防火安全裝置發明に關する件
5. 陳列場雇辭職願出の件
6. 會員詮衡
7. 記念事業幹事長提案の件

報 告

1. 國立公園協會の建議に関する件
2. 記念事業 見學會 講演會 展覽會等 準備報告
3. 圖書寄贈受の件
4. 出征報告

編 輯 幹 事 會

時 9月4日午後6—8時20分
所 俱樂部室
出席者 小林幹事長
常務 伊藤
幹事 尾龜 西村 廣瀬
宮崎 宮田

議 事

1. 10月號執筆者追加の件

會 員 動 靜

入 會

會 員

- 今村 次男君 府下南河内郡柏原町
上市村355廣川方(陸
軍航空本部)
- 加藤 太郎君 神戸市須摩區西垂水
町64 (建築事務所自
營)
- 金本 孝朗君 神戸市灘區日尾町 3
の24 (土木建築請負
業)
- 川瀬 三郎君 府下三島郡豊川村警
察病院現場 (第一相
互住宅株式會社)
- 高丘 治季君 京都市上京區寺町通
鞍馬口上ル東エ入 (京
都市立第一工業學
校)
- 中下 信次君 北河内郡九個莊村大
字下神田 (住友金屬
工業株式會社伸銅
所)
- 長谷川武彦君 飾磨市御幸町85 (長
谷川工務店)
- 廣田喜一郎君 京都市左京區梅津北
町15 (第一相互住宅
株式會社)
- 杉浦拾太郎君 東成區北中江町 3の
83(株式會社錢高組)

地 方 會 員

- 古川貞次郎君 福岡縣馬出西堂町82
6 (建築設計事務所
自營)

特 別 贊 助 員

- 義山 英祐君 布施市上小阪762(興
亞工業合名會社)
- 熊倉吉太良君 京都市澁谷通大和
大路東エ入下新三町33
2 (株式會社熊倉工
務店)

普 通 贊 助 員

- 坂路 進君 吹田市854 (株式會

(本社友住社)

退 會

會 員

- 明山幸治郎君、加藤悅雄君、瀧本敏
郎君、山崎 茂君、前川敬藏君、中
垣 了君、宮内菊男君、加田安彦君

地 方 會 員

- 加藤幸雄君、中山通成君、伊藤義治
君、吉田森雄君

特 別 贊 助 員

- 川井義貫君、岡田菅二君、下木重市
君、梶井彌造君、高橋清一君

普 通 贊 助 員

- 高田善三郎君、溝邊德住君

◎◎「建築と社會」9月號會報欄退
會者の氏名中會員中村義雄君は
日本電建株式會社に勤務の方に
して中村工務店主中村義雄君と
同姓同名の別人につき御了承願
ひます。

轉 居 ・ 轉 動

會 員

- 土肥 拓哉君 東淀川區十三西之町
1の171
- 小澤 憲一君 神戸市灘區備後町 2
の13
- 高田錠之助君 豊中市櫻塚本通6の8
- 田中 直君 和歌山木本町字古屋
227
- 上田 一雄君 北區大深町大阪鐵道
局工務部
- 片山 信一君 東區豊後町37
- 大木 喜義君 和歌山西經町2の2
- 城 武三郎君 伊丹市櫻ヶ丘 4の13

地 方 會 員

- 吉澤 喜好君 空爾市中島町35鴻池
作業場
- 千原大五郎君 東京市麻布區霞町22
- 古田 仁君 新京特別市櫻木町49
第一土建株式會社社
宅

- 村山 三郎君 神奈川縣鎌倉郡深澤
村山崎1100日本航空
兵機株式會社內
- 柴川 傳植君 京城府黃金町1の101
清水組支店內
- 中村 武雄君 橫濱市磯子區金澤町
金利谷工事事務所
- 關谷信次郎君 吳市廣町東橫路松村
組出張所
- 小須田雅之助君 青森縣三戸郡下長
苗代淺沼組八戸出張
所
- 前田 善增君 青森縣三戸郡下長苗
代淺沼組八戸出張所
內
- 王置豊次郎君 名古屋市東區二葉町
2の16

特 別 贊 助 員

- 竹原 辰雄君 奈良縣添上郡樺本町
市場堂ノ前

普 通 贊 助 員

- 高平 徳次君 東京市足立區千住關
屋町19島藤現場事務
所
- 今津 三郎君 兵庫縣津各郡富島町
岩井寅五郎方

改 姓

地 方 會 員

- 西村 實君 (舊姓八尾) 東京市
目黒區下目黒1の27

死 亡

會 員

- 今北 乙吉君 昭和17年9月8日逝去

地 方 會 員

- 瀬川 康平君 昭和17年8月5日逝去
(謹んで哀悼の意を表す)

建 築 と 社 會

第25輯 第10號

毎月1回1日發行 定價● 1冊 50錢 (郵税2錢)
12冊 6圓 (● 24錢)
昭和17年10月15日印刷 昭和17年10月20日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印 刷 人

大阪市北區朝日ビル日本建築協會内

印 刷 所 新日本印刷有限會社
大 阪 市 北 區 南 錦 町 46 番 地

發 行 所 駐團 日 本 建 築 協 會
法入
大 阪 市 北 區 中 之 島 3 ノ 3 朝 日 ビ ル

電話長北濱(23)4501番(9)

振替口座大阪 39975番

日本出版文化協會會員番號222043

配 給 元 日本出版配給株式會社
東 京 市 神 田 區 淡 路 町 二 丁 目 九 番 地

禁 轉 載

本號に掲載せるものは一切これを無斷にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲
をなすことを禁ず。

●第二五集 第二〇号 掲載広告一覽（掲載順）

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本榮商店

ライトラバー商会

日本陶織

三菱商事

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

萩工業

西原衛生工業所

関城化学工業

中村工務店

東洋リノリューム

東亜化工

小西勝太郎商店

椎名営業所